

島おきなわ

7 2023年
月号

No.469



◎連載ピックアップ

リレー
Relay
Essay エッセイ

～ 夢つむぐ島 久米島 ～

久米島町長 桃原 秀雄

この人
に
聞
く
沖繩市町村
今昔 107

元那覇市議会議員
宮城 武

◆沖縄県の離島医療のあゆみ vol.30

医師の働き方改革と離島医療の行方

公益社団法人地域医療振興協会
沖縄地域医療支援センター長

崎原 永作

◆連載 琉球歴史研究者
賀数仁然の「はいさい沖縄」

～ マチとマチグァー ～

◆おきなわ气象台だより

線状降水帯による大雨の
予測精度向上に向けた取り組み

沖縄气象台 次長 計盛 正博

～ ハテの浜 ～ 久米島町

表紙の写真：ハテの浜



平成14年4月に具志川村と仲里村が合併し誕生した久米島町は、沖縄本島那覇市の西方約100kmの東シナ海に位置し、自然に恵まれた環境の中で真っ白な砂州の島「ハテの浜」。東洋一といわれる美しい島はメヌ浜、ナカノ浜、ハテの浜の3つの砂州から成り、7kmにわたり続いています。360度海に囲まれたその美しさからCMや映画のロケ地としてもよく使われており、多くの観光客が訪れる人気のスポットでもあります。

表紙写真・文（久米島町役場 総務課）

自治おきなわ 2023年7月号／No.469

contents 《目次》

- ◆ リレーエッセイ
～ 夢つむぐ島 久米島 ～
久米島町長 桃原 秀雄 1
- ◆ この人に聞く vol.107
元那覇市議会議員 宮城 武 2
- ◆ 沖縄県の離島医療のあゆみ vol.30
— 医師の働き方改革と離島医療の行方 —
沖縄地域医療支援センター長 崎原 永作 8
- ◆ おきなわ気象台だより
— 線状降水帯による大雨の予測精度向上に向けた取り組み —
沖縄気象台 次長 計盛 秀雄 12
- ◆ 琉球歴史研究家 賀数仁然の「はいさい沖縄」
— マチとマチグァー — 14
- ◆ 令和5年度 沖縄拡大振興会議 15
- ◆ ゆたしく通信 62
- ◆ 要請 63
- ◆ 会務の動き 64
- ◆ 町村長選挙の結果 65
- ◆ 市町村一覧 66

※「自治おきなわ」は、沖縄県町村会ホームページでもご覧いただけます。

～ 夢つむぐ島 久米島 ～



久米島町長 とうばる ひでお 桃原 秀雄

久米島町は、沖縄本島から西へ100キロメートルに位置し、那覇空港から飛行機で約30分、那覇泊港から船で約3時間で行くことができる。久米島町は、島の随所に優れた景勝地を擁するとともに歴史的、文化的遺産や風土的景観にも恵まれ島全体が県の自然公園に指定されている。2002年4月1日に、二つの村旧仲里村と旧具志川村が合併し久米島町となった。島の大きさは、59.11平方キロメートル（沖縄県では5番目に大きな島）で久米島・奥武島・オーハ島の有人島、および無人島の鳥島・硫黄島島を含む五島から構成されています。

産業は、農業を基軸とした産業構造が形成されており、さとうきびを中心に、肉用牛、花卉類（電照菊等）、甘しょ、野菜（にがうり、さやいんげん、さといも、らっきよ、かぼちゃ等）が生産され経営の複合が進んでいる。このほかに、パインやマンゴー、バナナといった熱帯果樹も栽培され、作物の多様化も進んでいる。また、周辺海域に好漁場を有していることから、一年を通して漁業が盛んであり、近年では栽培漁業や、クルマエビを代表とする養殖業など「育てる漁業」に力をいれています。

観光については、2019年までは10万人を超える入域観光客数を推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響以降は、約半分に激減するなど大きな打撃を受けましたが、昨年においては、約8.5万人にまで回復しています。地元の人たちのあたたかいおもてなしや、自然に恵まれた環境そのものが、本土の生活にはない非日常性を感じさせる要因ともなっており、一度訪れた方がリピーターとなって再訪する割合も高いことが特徴です。

また、2005年からはプロ野球団「東北楽天ゴールデンイーグルス」の春季キャンプ地となるなど、野球（社会人・大学生・高校生）をはじめとするスポーツキャンプ誘致も積極的に行っています。

ここで、地域資源を幅広い産業に利活用する取り組みについて、ご紹介いたします。平成12年に開所した沖縄県海洋深層水研究所からの民間への技術移転と海洋深層水の分水を契機に、深層水関連産業は本町の主要産業の一つになるとともに、沖縄県の主要水産養殖業（車えび・海ぶどう）を下支えするまでに利活用が進められてきました。

これまで、深層水を利用した水産業や食品、化粧品等の製造業など多くの会社が創業し、島に経済的利益をもたらすと同時に新たな雇用の場を創出しています。さらに、農業・水産分野や冷たい深層水と温かい表層水の温度差を利用した再生可能エネルギーの利用、化学、バイオ利用など幅広い分野で産業振興にとどまらない研究・技術開発・実証・商用化のプロジェクトが現在も続いています。また、海洋深層水をクリーンエネルギー供給・水・食糧の生産に複合的に活用する「久米島モデル」の取り組みは、とりわけ沖縄県と同じ気候を有する熱帯・亜熱帯地域の太平洋島嶼国からの注目を集めており、令和5年3月現在、国内外から69か国、12,000人を超える視察者が久米島を訪れています。このように地域資源である海洋深層水を有効活用する効果は、直接的な経済効果や雇用創出にとどまらず、教育・研究への活用、育てる漁業による水産資源保全、海からの再生可能エネルギーによるエネルギー自給、魅力的な産業創出に向けた技術供与による国際貢献など、幅広い分野で他地域のモデルとなり得るものです。

以上のことから本町では、海洋深層水事業を地方創生の核と位置づけ、世界が推進する「SDGs持続可能な開発目標」や海の恵みを利用した持続可能な社会経済開発である「ブルーエコノミー」による、久米島らしい持続可能な地域づくりを目指しています。

この人に
きく
沖繩市町村
今昔 107
元那覇市議会議員
みやぎ 宮城 武



昭和8年8月9日生まれ。那覇市出身。

昭和24年首里高等学校退学。同年、政府立那覇モータプールに採用され、國場組を経て、昭和35年沖縄自由民主党事務局入社。沖縄自由民主党では事務局長を務められた。その後、那覇市議会議員を3期務められ、現在、共和化工株式会社顧問。

自治おきなわの『この人にきく』は、戦後沖縄の地方自治の第一線で活躍した方々からお話をお聞きしております。語られるのは個人史ですが、それを通して自治や自治体、延いては沖縄の歴史や社会が見えてきます。

今回は、元那覇市議会議員の宮城武さんにお聞きしております。宮城さんは、激動期の沖縄で自由民主党の事務局長などをつとめ、保守政界の裏も表も見てきた方です。

— 宮城さんのインタビューは3回目になります。前回、前々回では、大田政作行政主席辞任のころ、さらに大田さんの参議院選全国区立候補、戦後初の国政参加選挙で巨額の選挙資金が中央の自民党から来た事など大変興味深い話をお聞きました。宮城さんは1969年（昭和44年）に那覇市の市議会議員になられます。36歳ですね。選挙にできるきっかけは何ですか。

宮城 実はその時國場幸昌さん（國場組創業者の國場幸太郎の弟、立法院議員、衆議院議員、沖縄開発政務次官を歴任）が、立法院議員に意欲を持っていたんです。立法院議員選挙に向け、国頭村議会では、立法院1区（国頭村、大宜味村、東村）は、国頭村出身の国頭村在住者から候補者を出すと申し合わせていたんです。それまでは新里清篤さんが出て3期やっていた。3期やったら交代という暗黙の了解があって、「交代だ、新里さん大宜味村だから今度は国頭だ」と。ところが幸昌は1区から出たいと言う。那覇在住の国頭村出身の郷友会の北斗会というのがありまして、北斗会では國場幸昌さんを1区からは是非出したいと言う。国頭出身の国頭村在住となると幸昌は外れるわけです、那覇在住ですから。

僕は主席公選などについて自民党中央との連絡調整などで東京にいましたが、「すぐ帰ってこい」という電報がきたんですよ。



聞き手 前津先生

— 昔は電報ですね、電報で呼び戻されるとは時代が感じられるとともに緊迫感があります。

宮城 急ぎ帰ったら港に迎えがきており、國場さんの執務室に連れていかれました。北斗会の幹部が二人待っており、そこで幸昌が立法院選挙（1968年、昭和43年）に何とか出たいので根回しやってくれと。ちょうどその時に、自民党の総務会というのがありまして、総務会には各支部長が必ず出るんです。国頭の村長も必ず出て来るんで、じゃあ国頭村長とちょっと話してみよう。今のホテルロイヤルオリオンには昔昭和会館があった。そこで党の総務会があり、そこに村長来てるもんだから僕は村長呼び出して、その話をしたんです。村長に、あんた方は沖縄全体の政治の中核である立法院議員を選ぼうという時に、国頭村出身の国頭村在住者ということな枠を決めてどういうことですかと、最終的に国頭村在住者になっても良いが、人選の条件に国頭村在住という枠は外しなさいと言ったんですよ。そして村議会の新里議長もよんで、北斗会は国頭村と連携してやっている。北斗会の大運動会に、必ず役所チーム出すでしょう、こういう風に協力関係があり、何かあったら全部北斗会に協力させておいて、那覇在住国頭出身者を議員候補から外すという事自体道理が通らんよ、こんなことやっていたら笑われるよと話したら、村長も議長もこれは宮城君

の言う通りだと、いうことになった。

そして幸昌を候補にすることになるのだが、僕は枠はずさせただけ、具体的に幸昌さんの名前出して持っていくわけにはいかない。そこで、渡名喜守定（元海軍大佐）さんに相談して、「ここまではやりました、その後は先生方の仕事ですよ」と言ったら、渡名喜さんは、「あとは僕らでやるよ」と言って、幸昌さんを推薦させた。そういう経緯で幸昌は立法院議員になったのですよ。

— 國場幸昌さんは、立法院議員になりその後すぐ1970年（昭和45年）に衆議院議員になりますね。戦後初めての国会議員選挙は国政参加選挙とよばれました。衆議院に西銘順治、瀬長亀次郎、上原康助、國場幸昌、安里積千代、参議院に喜屋武眞榮、稲嶺一郎が当選します。

宮城 そうです。国政参加選挙は復帰前にやったんです。衆議院の沖縄選挙区の定数は5で自民党からは3名だそうということでやった。西銘は、田中派ですぐ決まった。後の2議席は簡単には取れないよという話を僕は中央に持って行くわけですよ。これ出来るのは國場しかいないと、國場は全県にまたがる國場組という組織がある、國場組を動かさんと全県選挙どうにもならんという話を中央でするんですけど、最初は全然受け付けない。中央は必ず星克さん（教員、八重山郡旧大浜町長、立法院議長、沖縄県議会初代議長を歴任）を出せといったんですよ。僕は星克では勝てないよ、出身地が八重山で集票能力が無いと。これは今回はっきり言うが僕は國場幸昌さんは国会議員としては最高の候補とは思ってないよと、僕正直に言ったんです、最後の詰め。しかしこの人に立候補させてくれと、どうせ自民党の陣笠だろうが政党にとって数は必要だろう、数を取らないとどうにもな

らんから、と話をしましてね、國場さんを候補としてようやく認めさせました。國場にする理由は今だったら主席選で西銘は屋良に負けて同情票はみんな西銘に行くと、そういう情勢の中でこの中に割って入れるのは國場しかないと、そういう話を中央でしたんです。僕の本音としては、幸昌さんの婿の比嘉幹郎さん（琉球大学教授、副知事を歴任）を是非国会に持っていきたいなと思ったがいきなりは持っていけないんで一応幸昌出してそれで三期やれば政務次官もなれるんですよ、自民党は。だから政務次官をやらせて、そうすれば勲章貰えるからそれで良いだろうと思ってね。それから比嘉幹郎と交替させるつもりで僕はやったんですよ。それで幸昌オーケーと言ったんです。

一 政党は数が必要ですし、選挙は集票能力が必要です、そこをついたのですね。

宮城 國場を候補にすることは中央でようやく認められた、それで僕は喜んで國場幸太郎さん（國場組社長、國場組創業者、幸昌氏の兄）に報告にいったんですよ。そしたら幸太郎さん顔真っ赤にして怒って、「君たちはうちの幸昌すかして（おだてて）国会議員？冗談じゃない」、「國場は仕事師であって政治なんか出来るもんか」って幸太郎さんはそう言った。

國場にダメといわれたら、中央に対する僕の立つ瀬がない。びっくりして渡名喜守定さんに相談したんです。そしたら外間さんという人がいる、中城あたりで畜産やっているけど、戦前大蔵省で福田赳夫さん（衆議院議員、農林大臣、外務大臣、大蔵大臣、総理大臣等要職を多数歴任）の子分で、外間さんは、福田さんとツーカーで話し出来る人だという。それで渡名喜さんと三人で飲んで、福田さんと会ってこういう話しをしなくちゃならないが、是非福田さんに会って話してくれと頼みました。

一 沖縄経済界のトップを説得できるのは国政トップというわけですね。

宮城 それで自民党サイドから福田さんの日程とってもらい、実はこうこうして幸太郎さんが言うこと聞かないんで大臣の方で何とかおさめてくれませんかとお願いをしたわけですよ。そしたら福田さん、すぐに秘書を呼んで沖縄の國場に電話かけさせたわけですよ。電話したらちょうど幸太郎さん会社におられた。電話出たら「おーい國場さんしばらくだね、福田だ」と福田さんが言ったら、幸太郎さん、どこの福田か分からなくてね。大臣が、「大蔵大臣の福田ですよ」と自分で言っているわけよ、そしたら向こうはもう最敬礼している様子が、もうだいたい会話の様子で分かるんですよ。「幸太郎さんあんた近いうち上京の予定ないか」と。そしたら幸太郎さん大臣から来なさいという電話ですから、喜んですぐ明日来ますと言う事になった。「明日来るそうだからあんた方も待っていたらどうか」と言う事になって、そして翌日幸太郎さん良い話だろうと思って、お土産にシーバース（高級ウイスキーの銘柄）持って来たんですよ。そして福田さんは、「沖縄は國場組、國場組といったら沖縄だ、あんた方の兄弟は多い、それで皆で協力し國場組を作ったんだから、今度は国家のために一人ぐらいい働かせて良いんじゃないか、どうだろう幸太郎さん一人ぐらいい良いでしょう」と。そしたら幸太郎さん大臣の前ですぐ「分かりました」ですよ。それで僕の気持ちはスーッとした。いろいろな綱渡りしましたよ。



聞き手 仲地先生

— 國場代議士誕生の秘話ですね。そういういきさつがあり國場さんは福田派ですね。

宮城 この話、他ではやってないですよ。もう幸昌さんも亡くなられたので話しました。こういうような状況でしたよ、自民党内では、「何?國場」という意識ですよ。星克を欲しがっていたので。

— 星克さんはもうその後大きい選挙に出ることは無い。

宮城 ないない。あの人ももう立法院議長までやったんですから。星さんは非常な理論家で保守の旗頭のような人でね、自民党中央では星さんを欲しがり衆議院選に出してくれと望んでいました。

— それで國場さんが立法院議員になり、ついで衆院選にでる事になった。宮城さんが市会議員に出る事になったのは?

宮城 僕が市会議員になるのは、党の事務局長辞めてその後ですよ。

— それはどういうきっかけで

宮城 市会議員になるのは、これは僕に國場組がやってくれと言ってきたんです。その時僕は一サラリーマンで、子供も抱えていますから、「僕はかやぶちやーぐわーにはいっているのに市会議員じょーいならんしが」(ぼくは茅葺の家に住んでいるのに市会議員ぜったいできない)と言ったら、金は國場で出すからやりなさいって言われた。それじゃあやりましょうかと言う事で、それでその時國場組は僕に1,500ドル持って来た。それでやりましたね。1期目はそれで出来たんですよ。昭和44年です。



取材風景

宮城 1期やって、僕はこんな馬鹿馬鹿しい事やったら生きられないと、議員は辞めようと思った。市会議員は、何でも形にはまってるのしか出来ないですからね、議会では、議会運営規則というのがあってこれの中での問題ですよ。こんな馬鹿げたことはやっちゃあおれんと言って1期で辞めようと、別の人出そうとしておったですよ。そしたらその人出ないという、しょうがない、周囲があんたがやらんといかんと言うからやったら、失敗しましたよ。落ちて、それで沖縄みどり産業という会社を作って社長していました。みどり産業は街路樹など園芸関係です。國場組、金秀が出資しました。会社作ってやっていたわけだが、次の選挙になったら、國場の専務が僕のところに来て、もう一回あんた議員やってくれとやらされて、それで2期目3期目やったという事です。

— 2期目への挑戦、そして3期目は問題なく立候補して問題なく当選ですね。

宮城 そのころ衆議院は中選挙区で、沖縄は全県一区なんですよ。派閥政治全盛時代で、田中派、福田派が猛烈な争いの時代です。沖縄の選挙区では田中派には西銘がいて、國場は福田派ですよ、がちゃんこーで下部では大戦争ですよ。しかしそういうような状況の中でも親分どうしはどうしぐわー(友人)ですよ、國場幸昌に西銘さんはやっちー

やっちー（兄貴、兄貴）して話してる、二人は仲が良いから。しかし下部ではもう戦争ですよ、票の取り合いですから、そういうふうな状況の中で僕は市議3期目には県議に切り替えると言って県議選（1984年昭和59年）に出たんです。

最初、那覇市区から県議選に出たいと北斗会に計ったら北斗会OKしましてね。僕が出るとなったら、西銘さんが、この宮城の古だぬきから潰さんといかんとって、北斗会の中から那覇市の職員で、彼名前なんと言ったかな、彼に出なさいと勧めて、段取りして出してきた。僕は彼がよくとつても千票ぐらいただろうとたかをくくっていたら3千票も取ったさ。僕は6千票ぐらいいしかとれないで、結局県議挑戦は失敗してですね、もうこれで政治は辞めたという事になりました。ちょうど金秀の呉屋秀信さんからうちに来てくれんかと声がかかり、金秀リースの運営を6年間やりました。

— 北斗会は今でも選挙強いですか。

宮城 昔僕らがやっているところは、那覇の市会議員一人、二人ぐらいい出す力がありましたが、今はぜんぜんないです。北斗会で推薦したから通るということはもうない。国頭村で生活した連中は、那覇に出てきて北斗会という意識がありますが、こちらで育ったのはそういう意識はもうないんですよ。

— 地縁、血縁の濃さが沖縄社会の特徴だと思いますが、復帰後急速に変化しているように見えます。社会とともに政治のありようも変わります。話連続しますが、宮城さんは、復帰前からほぼ70年、最前線で沖縄の政治を観察した宮城さんに沖縄政治の変容をお聞きしたいです。

宮城 沖縄で保守、革新というのが分かりづらんですよ、実際は。これはなぜかという自民党の

生い立ちは大体、松岡派、當間派が中心なんです、この保守勢力がだいたいのは自民党というよりも本当は社大党ですね、社大党の中核が自民党とみて良いですよ。実務を担っている連中は、西銘順治がそうですし、それから翁長助静さん（真和志村長、同市長、立法院議員など歴任、翁長雄志元知事の父親）は平良辰雄さんのグループですが、平良さんは、社大党結党時の委員長です。立法院議長を務めた長嶺秋夫さんもね。

— その後社大党は革新の要になります。

宮城 結局ですね、アメリカが絶対権持っているわけですから、自治なんて無いんです沖縄には。全部米軍の統治下ですからね、ですからどうしても米軍の言い分をある程度聞きながら政治をやらないと沖縄は成り立たないという前提があります。僕らもだいぶ苦労しましたが気持ちの上ではアメリカがやりすぎるなという部分はあるんですよ。しかしこれを表に出すとまた逆にやられるんだよ。大田さんも現状ではどうにもならんと言う事はいつてましたがね、だから法治国家としてやっていくにはどうしても日本復帰以外ないという事は本人も言っていました。それで日本復帰がどうも時間かかりそうであれば、教育権だけでも返還できないか、と言うふうなことも大田さんは考えてましたよ。そしたら高等弁務官のキャラウェイと中々合わず、主席を辞任することになります。



話し手 宮城 武氏

— 大田さんは法治国家であるためには日本復帰が必要で、せめて教育権だけでも分離して返還できないかと考えたわけですね。沖縄で保守と革新をわける基準はなんでしょうか。

宮城 自民党は共産党を除けば皆と組めます。やっぱりこれだけの地上戦をやった経験は、日本国内では沖縄だけです、20万人余り亡くなっているでしょう。このトラウマは中々消えないですね。基地は非常に問題が多いですね。戦争はやっちゃあいかんというのは、これは非常に強いですよ、沖縄は。僕らでもわじわじーすることはありますからね。

— これからの沖縄を背負うのは。

宮城 かつては西銘順治とか國場幸太郎とか調整役・取り纏め役がいました。今それがいません。昔、石川正通という順天堂大学の英文学の教授がいました。キャラウェイ高等弁務官に直面して、あなたの英語より私の英語がうまいと言ったという逸話があ

る人です。彼が、沖縄は人口過剰の無人島だと言ったそうです。なんか今の時代にもあてはまりそうです。

— 石川正通先生は第二次大戦の戦犯をさばいた東京裁判の通訳官や翻訳官を務めた人ですね。

宮城 若い有望な人もいます。これから沖縄よくなるでしょう。国も沖縄を重視しており、鉄軌道も実現すると思います。先日（23年3月1日）の新聞に琉球銀行、沖縄電力など沖縄を代表する企業7社が「沖縄未来創造協議会」を設立したという記事がありました。新しい産業の創出やインフラ整備を提言するそうです。期待できると思います。

— 戦後の沖縄の政治の実態にせまる貴重な証言をいただきました。来月（8月）で満90歳ですね。知力・体力ともますますお元気で沖縄を見守って下さい。

（聞き手：仲地 博、前津 榮健）





沖縄県の 離島医療のあゆみ

vol.30

公益社団法人地域医療振興協会
沖縄地域医療支援センター長

さき はら えい さく
崎原 永作



医師の働き方改革と離島医療の行方

全世界を苦しめ続けた憎き「新型コロナ」も我が国においては5月8日をもって季節性インフルエンザ相当の「5類」に移行しました。まだまだ、コロナ感染は各地で燃ってはおりますが、3年余り続いた「コロナ狂想曲」は一応の終演を迎え、日本国民は「ポストコロナ」の新たなステージ造りをスタートさせました。沖縄県町村会の依頼により本県の離島医療についてご報告させていただいております。公益社団法人地域医療振興協会・沖縄地域医療支援センターの崎原です。今回は、これまでもご報告した「医師の働き方改革」がいよいよ目前に迫ってきています。そこで今回は「医師の働き方改革」のおさらいをして、近い将来それが、離島医療に具体的にはどのような影響を及ぼすのか、改めて検証していきたいと思っております。



「医師の働き方改革」

事の始まりは2013年に日本政府が国連から次のような是正勧告を受けたことです。

- 1) 日本の労働者の多くが長時間労働に従事している
- 2) 過労死や精神的ハラスメントによる自殺が発生している

国連の是正勧告を受けて、厚労省が2016年度に調査したところ、過労死と認定された事例は191件、過去5年間で368人が過労自殺として認定されました。

このような社会情勢のもと、働き方改革が施行されるようになったと思われます。働き方改革関連法案は原則月45時間・年360時間を限度とした、時間外労働の上限規制が2019年から順次施行されていくことになりましたが、国の調査において、週の勤務時間が60時間を超える医師が男性では41%、女性医師においても28%にのぼることが明らかになり、性急な長時間労働の是正は、地域医療の混乱に繋がりがかねないとの認識から、診療に従事する医師については5年間の猶予期間が設けられました。しかしながら5年間先送りでも

抜本的な解決策は出ずに、月 100 時間未満及び 1 年間で 960 時間、さらに一定の要件を満たした医療機関は年 1,860 時間まで時間外労働の上限規制を緩和し、2035 年度末までに段階的に暫定特例を解消していくとなりました。

離島診療所のオンコール待機は時間外労働？

この暫定特例はあくまでも陸続きの医療機関のお話で、離島診療所の働き方までは議論が進んでいないことは以前にお話した通りです。本県の離島診療所のほとんどが、その島で唯一の医療機関であることから、1 日の診療時間が終わっても、急患対応のオンコール状態が続きます。

平日の時間外はもちろんの事、土日祝日もオンコール待機が続きます。

このオンコール待機時間について、国からの 6 月の最新の Q & A において、

・・・・・・・・・・

Q_F-16 オンコール待機時間は労働時間に該当するのでしょうか。

A：オンコール待機中に求められる義務態様は、医療機関ごと、診療科ごとに様々であり、

- 呼び出しの頻度がどの程度か、
- 呼び出された場合にどの程度迅速に病院に到着することが義務付けられているか、
- 呼び出しに備えてオンコール待機中の活動がどの程度制限されるか、

等を踏まえ、オンコール待機時間全体について、労働から離れることが保障されているかどうかによって、労働時間に該当するか否かが個別具体的に判断されることとなります。

・・・・・・・・・・

とありますが、一人離島診療所では「オンコール待機時間全体について、労働から離れることが

保障されている」状況ではありません。

ということは、離島診療所のオンコール待機時間は個別具体的に判断すると、間違いなく時間外労働としてカウントされることになってしまわないか。

そうなると、今のまま何の手を打たずに現状が続けば来年「医師の働き方改革」が施行されると、離島診療所の働き方は違法になってしまうかも知れません。それでは離島医療が崩壊してしまうので、国は離島医療の崩壊という最悪の事態を避けるため、離島診療所のオンコール待機に関しては、待機時間中ずっと呼ばれ続けるわけではなく、実際の実働時間は短く、それ以外の時間は普通に暮らしているだけであるから・・・、とかなんとか、玉虫色の解釈で乗り切ろうとするかもしれません。

「医師の働き方改革」をどう乗り切るのか？

しかしながら、前回も書きましたが、医師は医師法 19 条の「診療に従事する医師は、診療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」(応召義務)が課せられているので、島にいる間は、ずっと即応体制をとらねばならず、実際に急患・時間外診療が発生しなかったとしても、緊張状態が続くので、リフレッシュする期間をある程度の間隔で確保しないと精神的に疲弊してしまいます。それでは、診療所医師は診療日ではない土日にも島を出る事は許されているのかというと、沖縄の離島医療には「離島において医療空白を作ってはならない」との不文律が出来上がっていて、結果的に誰からもオンコール待機の業務命令が出ていないにもかかわらず、実質、時間外、土日祝日といえども島から出る事はできない状況です。

本県の離島診療所の医師は島に住む前提で派遣され、島にいる間は医師法の応召義務により中夜問わずに対応が求められ、それでは医師の負担

が大きすぎるので、負担軽減のため代診医を派遣する仕組みが整備されて来ました。それで、代診医派遣システムがどの程度負担軽減になっているかといえば、令和4年度は1年間に1診療所あたり40日間の代診派遣がなされています。結構な日数の代診派遣がなされていると見えるかもしれませんが、別の見方をすると365日のうち休みは40日間、つまり300日以上オンコールの日々が続いていると言う事です。これでは「離島医療はブラック環境」と言われても仕方ありません。

オンコール待機が業務ではないのに義務であるという離島医療の不思議な実態に納得がいけない若手医師が出てきており、疑問の声が上がって来ます。そんな釈然としない感情を持ちつつも、島への愛着もあり、踏ん張って島にいて続けているのが現状でしたが、「医師の働き方改革」の登場で、離島のオンコール問題は正面から検討しなければならなくなりました。

来年施行される「医師の働き方改革」が運用上、離島診療所の働き方としてどう決着するかはわからないところですが、積極的な解決に向けての動きが法律の施行まで残り一年に迫った現時点で見られない以上、オンコール待機を都合よく解釈する事で現状維持のままである公算が大きいように思われます。しかしながら、離島に勤務する医師にとって、自分達の働き方をこれ以上やむやにしたまま過ごすわけにはいかないでしょう。「今の離島医療の働く環境は問題があり、その問題が改善されなければ離島に行きません」と宣言されてしまうかもしれません。どう見ても生身の1人の人間の働く環境として、離島は過酷すぎると言わざるを得ず、離島勤務義務があるからといって、これまでのようには容易に島に派遣することができなくなるのは間違いありません。「医師の働き方改革」が契機となって、沖縄の離島医療は大きな分かれ道にきているのでは無いでしょうか。一つの道はこれまで通り、「医療空白を作

ってはならない」という沖縄県の理念を死守する道か、もう一方の道は「医療空白もやむなし」と方向転換するのか二つです。

方針1：これまで通り「離島に医療空白を作ってはならない」のスローガンを死守する

離島医療サービスは年中無休の方針を今後も死守しつつ、医療人が納得して働ける環境に変えていくには、離島医療体制を抜本的に再構築する事が不可欠です。「医療空白は作ってはならないが、診療所の医師をもっと休ませなければいけない」この難問を解くには、これまでの発想を大きく変える必要があるでしょう。20か所ある離島診療所の医師の定数が20人という今の体制は、どう考えても、持続可能な体制とは言えません。そんな無理な状態を続けて来たのが本県の離島医療体制の大きな問題点の一つです。

出来るだけ早急に診療所勤務医師が今より長く休暇を取得できる体制を構築する必要があります。「医療空白は作ってはいけないが、診療所の医師をもっと休ませなければいけない」：この難問を解くには、これまでの発想を全く変える必要があります。例えば、離島診療所医師の定数の見直しはその一つでしょう。20か所の離島診療所の医師定数を現行の20ではなく、交代要員を含めた定数に大幅に増員するべきだと思います。

それでは何名定数増員をすれば良いのでしょうか？平成13年に第9次日本へき地医療計画に基づいて、沖縄県へき地医療支援機構を創設した時、内閣府との調整で、離島医療の統括部門であるべきへき地医療支援機構には、直接へき地・離島を支援する専門家集団が必要であることが確認され、平成14年にまずドクタープールとして2名、最終的に20診療所をカバーするには将来的に8名の医師が必要である

うとの構想が沖縄県と内閣府で共有されていました。

その離島医療支援のための医師は、建設計画中であつた、沖縄県高度多機能病院、のちの県立南部医療センター内の離島医療支援センター（設置予定）に置くとしていました。

残念ながら、現在南部医療センター・子ども医療センターには離島医療支援センターは実現しませんが、診療所の安定運営のためにはおそらくそれぐらいの増員が必要になると考えられます。

既存のドクタープール医師（2名）の代診支援が年間150日程度であるので、新たな増員（+6名）により450日ほど派遣日数が増え、既存の代診システムでの代診支援（1診療所あたり年間40日）に加えて、計画的に支援計画を組むことで、定期的な休み（2ヶ月に1週間程度）が確保できることも可能になってきます。この休みが十分であるかどうかは今後検討が必要になると思いますが、「離島に医療空白を作らない」方針を維持していくとしたら、交代要員の増員は不可欠でしょう。

方針2：医療空白ができるのはやむ終えないこととする

離島の医療の年中無給サービスを諦めることで、「働き方改革」は簡単にクリアできるでしょう。例えば、土日に医師を島からフリーにするとすれば、完全オフのリフレッシュ時間を持つことで、医師の負担感はかなり小さくなり、翌月曜日からの診療に新鮮な気持ちで臨めるでしょう。

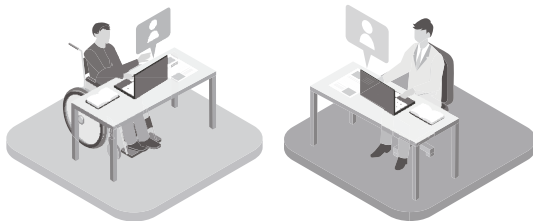
それでは医師の不在時は医療サービスはどうなるのでしょうか。その解決策としては、国が強く推奨しているオンライン診療を活用することになるのでは無いですでしょうか。実際、鹿児島県、長崎県、大分県など他県の小規模離島の診療所には常勤医は配置していないところも少なくありません。そのため、1週間に数日間の診察日以外は無医島になるので、その

医療空白の時間帯をオンライン診療で埋めるという試みが盛んに行われています。戦後、沖縄県は他県と違った独自の歴史を歩んできましたが、離島医療も例外ではありませんでした。県主導で離島医療体制の整備が行われ、その結果、今でも本県の離島診療所の大部分は県立の診療所です。他県では一次医療の確保は地元市町村の責務となっているため、公立の離島診療所は市町村立（国保）診療所がほとんどです。

本県においては、「沖縄県民はどこに住んでいても同一の医療サービスを受用できる」との理念のもと、これまで「離島に医療空白を作ってはならない」ことを死守して来ましたが、医療空白を作らないことという他県に類を見ない本県の離島医療体制は歴代の離島診療所勤務医師の大きな犠牲により成り立っていることを全県民に知っていただきたいものです。

沖縄県離島医療将来構想委員会（仮称）の設置

方針1をとるか、方針2をとるか、沖縄の離島医療がどこへ向かうにしても、まずは地元自治体をはじめとする離島医療関係者が集まり、現状を共有し、将来の人口の変動など離島を取り巻く環境の変化を踏まえて、5年後、10年後の離島医療のあるべき姿・ゴールはどこなのかをじっくり話し合う場を持つべきだと思います。沖縄21世紀ビジョン基本計画の離島過疎地振興部会において、付帯意見として出され、県当局も設置を約束した沖縄県離島医療将来構想委員会が1日も早く稼働することを願っています。





おきなわ気象台だより

線状降水帯による大雨の 予測精度向上に向けた取り組み

沖縄気象台 次長
かず もり まさ ひろ
計盛正博



「自治おきなわ」読者の皆様、はじめまして。この4月から沖縄気象台の次長として赴任しました計盛と申します。今回の赴任で初めて沖縄に参加しました。赴任してすぐ、那覇市内の朝の車の渋滞をみて片道30分の徒歩通勤を決めました。この原稿を執筆している4月から5月上旬は、まだそれほど暑くないですが、これからの梅雨、そして真夏の蒸し暑さの中、徒歩通勤を続けられるかと少し心配しています。

4月に赴任してから本島内の市町村の首長さんを台長と共に訪問して懇談させていただきました。沖縄の気象といえば、真っ先に梅雨、そして台風による大雨・土砂災害等が話題になりましたが、今回の「おきなわ気象台だより」では、最近よく耳にする「線状降水帯」による大雨の予測精度向上に向けた取り組みを紹介します。

近年、全国各地で線状降水帯による大雨によって甚大な被害が多発しています。線状降水帯という現象自体は昔からありましたが、気象レーダーによる観測の充実によって、その存在が明らかになってきました。線状降水帯は、3時間に150mmを超え、時には、300mmを超えるような猛烈な雨を降らせて、一気に状況を悪化させる現象です。今年、沖縄でも3月22日に線状降水帯が発生しています。このときは大きな災害には至りませんでした。気象庁では、毎年のように

大雨による大きな災害をもたらす線状降水帯について、その予測精度向上を喫緊の課題として位置づけ取り組んでいます。台風については、最近では日本に近い所で発生するものも見られますが、海上で発生してから沖縄に近づくまでに時間があり、数日前から進路予測により大雨や暴風の時間帯や雨量を予測することが可能です。一方、線状降水帯による大雨の予測は、半日前からでさえ、どの場所でどれくらいの雨量となるかを的確に予測するのは非常に難しいのが現状です。

この線状降水帯の予測が難しい理由は、線状降水帯の発生・停滞のメカニズムが十分解明できていないことにあります。線状降水帯は、湿った空気の流入が持続することで次々と積乱雲が発生し、線状の降水域が数時間にわたってほぼ同じ場所に停滞することで大雨をもたらすもの(図1)ですが、なぜそこで発生するのか、なぜ停滞・維持するのか、いつまで続くのかといった詳細はよくわかっていません。そのため、昨年、気象庁の気象研究所が琉球大学を含む大学等研究機関と連携して、東シナ海から九州にかけて集中観測を行い、線状降水帯の機構解明のための研究を実施しました。この集中観測における観測成果により現象のメカニズム解明や予測精度向上に繋がる手法の明確化がすすめられています。

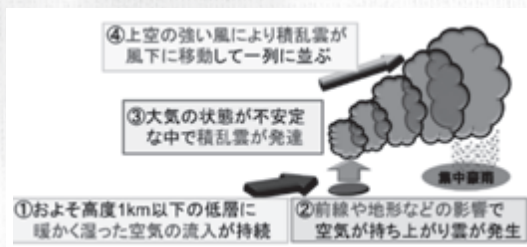


図1 線状降水帯の模式図

また、線状降水帯が発生するような環境（水蒸気や気温、風の分布）を十分に観測できていない問題があり、観測を強化する必要があります。線状降水帯の予測は、スーパーコンピュータを使った数値予報モデルの予測計算に基づきますが、その数値予報モデルによる予測精度も現状では十分でなく改善が必要です。また発生の可能性を確率的に予測するため多数の数値計算による予測手法（アンサンブル予報）の技術開発も必要です。そして、夕方から夜間の大雨に備えて、住民の皆さんが明るいうちから早期に避難できるような気象情報の提供も必要です。気象庁では、これらの課題の解決に向けて、「観測の強化」、「予測の強化」、「情報の改善」を3つの柱とする取り組みを行っています。

「観測の強化」としては、アメダスに湿度計を導入して、雨の元となる水蒸気の観測を充実させています。令和4年度は、西日本及び南西諸島並びに太平洋南側沿岸地域に整備を進めました。これによって大気下層の水蒸気の観測情報が得られます。また気象庁は、全国20か所に気象レーダー観測所を設置し、降水の強さと降水域内の風の三次元分布を観測していますが、この気象レーダーの更新強化を進めています。今年4月28日には、沖縄本島の南城市の糸数にある沖縄気象レーダーを最新の二重偏波ドップラーレーダーに更新しました。これにより、大気中の雨粒な

どの形や大きさを精度よく観測することが可能となりました。最新のレーダーによる観測で正確な雨量を把握して線状降水帯の予測精度向上につながります。

「予測の強化」としては、気象庁が行うスーパーコンピュータを使った数値予報モデルについて、明るいうちからの早めの避難のための情報提供に資するため、数値予報モデルによる予測時間の延長（10時間→18時間）や、詳細な雨量予測のための数値予報モデルの水平高解像度化（2km→1km）、線状降水帯の確率予測の精度向上に向けたアンサンブル予報システムの開発といった技術開発を行っています。気象庁のスーパーコンピュータの強化や「富岳」を活用した予測技術の開発等も早急に進めているところです。

「情報の改善」としては、令和3年から顕著な大雨に関する気象情報という、大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報の提供を開始しました。そして、令和4年から線状降水帯による大雨の可能性を予測し、まずは「九州北部」など大まかな地域を対象に半日前からの情報提供を開始しました。今後、令和6年には、県単位での半日前からの予測、令和11年度には市町村単位での危険度分布の形式の情報を半日前から提供できるように計画をしています。

このように気象庁では、線状降水帯による大雨の予測精度向上に向け全力で取り組んでいます。気象台が提供する様々な防災気象情報を住民の避難をはじめとする防災対策にご活用いただきしたいと思います。

マチと マチグラー



牧志第一公設市場がリニューアルオープンしました。今はたくさんの方が訪れています。市場だけでなく、牧志、壺屋、そして国際通り周辺、いわゆるマチグラーといわれている地域には、地元客、そして観光客も戻ってきたように見えます。申し遅れましたが、私、祖母が公設市場、両親がマチグラーで商売をしていたこともあり、今も事務所はマチグラーの中にあり、このコラムを書

いる（徐葆光『中山伝信録』1721年）。東町にあった、ウフマチ（大市場）のことを指していると思います。港に近いので、運ばれてくる魚や商品が並びます。沖縄県になってからも、活気に満ちたマチの記録がありました。しかし、1944年10月10日、那覇の大空襲でマチは焼失。半年後にアメリカ軍が上陸し、那覇だけでなく沖縄全部が灰となってしまいました。

戦後、生き残った人たちがガーブ川沿いに开店。「風呂敷一枚あれば商売ができる」と奮闘します。国際通りを「奇跡の一マイル」ということがあります。まさにここから復興がはじまりました。1965年、ガーブ川は暗渠となり、水

賀数 仁然（かかずひとさ）

昭和44年那覇市生まれ。早稲田大学大学院人間科学研究科修了後、沖縄セルラー電話株式会社勤務し、キャラクター「auシカ」を開発、社長賞を受賞する。

その後、2009年から歴史ツアー企画、観光ガイド業をスタート。琉球王国の歴史文化とエンターテインメントの融合をテーマに琉球・沖縄の歴史文化を様々なメディアを通して発信中。



琉球歴史研究家
賀数仁然の

いています。今回はマチグラーの歴史です。

「マチ」は町のことですが、「マチグラー」と、「グラー」を付けるのはなぜでしょうか？直訳すれば、マチグラー＝町ちゃんですね。グラーとは、沖縄の言葉で「小」と書き、『沖縄古語辞典』には「小さいことを表し、またその愛称となる」とあります。どうしてそう呼ばれているのでしょうか。歴史をひも解くとわかるのです。戦前まで、市場としての“マチ”は、現在の那覇市東町辺りにありました。1719年に琉球にやって来た中国の使者は、朝夕2回の市が開かれるマチには、腰に小さな子を抱えながら、器用に商品を頭に載せ商いをしている女性を記述して

上店舗が完成。日本復帰の1972年10月牧志第一公設市場がオープン。新しく生まれ変わったとして、“マチグラー”と呼ばれるようになったのでした。復帰当時の賑わいは私の記憶の中にもあります。あれから50年。コロナ規制も緩和され、「グラー」をとってもいいくらい賑わっています。



沖縄県公文書館所蔵(1961年那覇中央市場)

令和5年度 沖縄振興拡大会議

令和5年度沖縄振興拡大会議が、去る令和5年4月28日（金）に沖縄県立武道館アリーナで開催されました。玉城知事、照屋副知事をはじめ県各部署局長等幹部職員、県内41市町村長並びに議会議長が出席されました。

令和5年度沖縄振興拡大会議会議次第

日 時：令和5年4月28日（金）14：00～16：30

場 所：沖縄県立武道館アリーナ

会議次第

- (1) 物価高騰等に対する支援について
- (2) 公立小中学校への学級担任の教員配置について

内 容	
1	開会
2	あいさつ 沖 縄 県 知 事 玉 城 デニー 沖 縄 県 市 長 会 会 長 桑 江 朝 千 夫（沖 縄 市 長）
3	新任市町村長、議長及び県部局長等の紹介
4	討 議 議 題 1（県 提 案） 「物 価 高 騰 等 に 対 す る 支 援 に つ い て」 議 題 2（市 町 村 提 案） 「公 立 小 中 学 校 へ の 学 級 担 任 の 教 員 配 置 に つ い て」
5	報 告 事 項 の 説 明 (1) 「消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー の 導 入 に つ い て」 (2) 「自 治 体 D X の 推 進 に 係 る 取 組 に つ い て」 (3) 「国 立 沖 縄 自 然 史 博 物 館 の 設 立 ・ 誘 致 に つ い て」 (4) 「沖 縄 県 ヤ ン グ ケ ア ラ ー 実 態 調 査 結 果 に つ い て」 (5) 「2034 年（令 和 16 年）第 88 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 及 び 第 33 回 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 の 沖 縄 県 招 致 に つ い て」
6	閉 会 の あ い さ つ 沖 縄 県 市 町 村 会 会 長 宮 里 哲（座 間 味 村 長）



令和 5 年度沖縄振興拡大会議 議 題 提 案

< 議題 1 >

物価高騰等に対する支援について

概要（議題を提案した理由／現状及び課題等）

原材料費や燃料費の高騰など、世界的な物価高騰等の影響を受け、家計における消費者物価指数の上昇に伴う個人消費の抑制や、コスト上昇に伴う県内事業者の生産活動の縮小など、県経済への影響が懸念されている。

物価高騰等に対して、県と市町村、経済界と連携して国に要請する等して対応しているところであり、また、県各部局において様々な支援策を実施しているところである。

県と市町村が、多分野にわたる当該施策について、共有・議論し、効果的な対策につなげていきたい。

令和 5 年度沖縄振興拡大会議 議 題 提 案

< 議題 2 >

公立小中学校への学級担任の教員配置について

概要（議題を提案した理由／現状及び課題等）

公立小中学校においては、学習指導や生活指導面できめ細かな指導ができる等少人数学級編制の効果は大きく、県内市町村教育委員会でも少人数学級編制を継続していきたいと考えております。

しかし、昨今「教員不足」により各市町村においては、学校へ配置する予定の教員の数に欠員が生じ、深刻な課題となっていることはマスコミ等でも報じられているところであります。

宜野湾市の現状としましては、令和 4 年の始業式に学級担任が配置できなかった中学校が 2 校あり、1 校は 5 月に、残り 1 校は 7 月に配置されております。また、市教育研究所事業の長期研究教員研修(10月～3月)派遣をする際、補充教員が配置できず、勤務場所を離れて教員として認められている研修が行えず、午前中は現任校で授業を行った後、午後から研修を行う等苦肉の策を講じての研修で研究教員の負担が大きかったところです。

なお令和 5 年 3 月 15 日時点においては、7 名の補充教員の配置ができておらず、残りの授業や校務を分担してカバーする状況がありました。

令和 5 年 4 月 1 日現在、小学校で 2 名、中学校で 1 名の学級担任が配置できておりません。

子どもたちの学習環境を整えていくためにも、教員の未配置解消は緊要な課題であります。

沖縄県教育委員会においては、国の学級編成基準ではなく県独自の少人数学級編成基準で児童・生徒にきめ細やかな対応が図れるように努めているところでありますが、一部学校では教員配置ができないため、実施出来ておりません。市町村で県基準の学級編成が配置できるように、教員採用を増やすなど、対応をお願いいたします。

令和5年度 市町村要望事項

I 市町村共通要望事項

1. 日米地位協定の見直しについて
2. 台風災害による支援策について
3. 不発弾等の早期処理について
4. 離島振興に向けての財政支援について
5. 『離島空路整備法（仮称）』の制定について
6. 特定町村（人材確保支援計画の対象となる町村）の地域保健活動を推進する人材確保・資質向上等について
7. 離島医療の支援強化について
8. 国民健康保険事業に対する財政支援について
9. 日台漁業取り決めの抜本的な見直し及び宮古・八重山圏域周辺海域の取り締まりについて
10. 海岸漂着ゴミ処理対策について
11. 文化財保護に関する県補助金の増額について
12. 子どもの貧困対策について
13. 国民健康保険制度における国庫負担減額調整の見直しについて
14. 特別支援教育環境の充実について

II 各地区提出要望事項

① 北部地区提出要望事項

-
- | | |
|-------------------------------|---------------------------------------|
| 1. 名護湾沿岸のまちづくりについて | 14. 松くい虫被害木の伐倒駆除について |
| 2. 国民保護法に基づく避難実施要領パターンの作成について | 15. 宜野座恩納線（県道）の整備促進について |
| 3. 砂防区域内の維持管理と河川改修について | 16. 河口閉塞の対策等について |
| 4. 水源基金創設に関する要望について | 17. 地域活性化インターチェンジやスマートインターチェンジの設置について |
| 5. 世界自然遺産登録における今後の環境保全対策について | 18. 町道屋嘉 60 号線の県道への格上げについて |
| 6. 饒波川砂防事業の早期完了について | 19. 伊江港港湾整備事業の促進について |
| 7. 安心安全な国道の整備について | 20. 伊江島空港の有効活用について |
| 8. 県営住宅の東村への建設について | 21. 伊平屋・伊是名間の架橋整備の推進について |
| 9. 不発弾等の処理について | 22. 伊平屋空港建設について |
| 10. 村内保安林整備・治山事業について | |
| 11. 沖縄県執行事業の早期整備完了について | |
| 12. 名護東道路の本部方面への延伸について | |
| 13. 県道、国道の除草対策について | |

② 中部地区提出要望事項

1. 潮乃森の早期埋立完了及び整備促進について
2. 認可外保育施設への支援について
3. 重要港湾を結ぶ新たな重要物流道路として中部東道路の早期事業化と既存物流道路の機能強化について
4. 勝連半島一周道路にかかる県道 37 号線の老朽化対策と（仮称）勝連半島南側道路の整備について
5. 県立中部病院の機能強化（老朽化・狭隘化、医師等不足への対応）について
6. 那覇港浦添ふ頭地区の早期整備並びに西海岸道路の検討について
7. 知事公約である学校給食費無償化の新年度からの実現について
8. 嘉手納町の環境問題について
9. 沖縄振興公共投資交付金(公営住宅等整備事業)について
10. 主要地方道沖縄嘉手納線のバス停屋根、ベンチについて
11. 池田地内地すべり対策について
12. 県道 155 号線池田交差点の改良について
13. (仮称) 沖縄読谷線及び国道 58 号バイパスに係る整備について
14. 既返還跡地の支障除去について
15. キャンプ瑞慶覧(ロウワー・プラザ住宅地区)の跡地利用について
16. 都市計画法第 34 条 11 号・12 号区域内の用途緩和及び災害警戒区域等の除外の要件について
17. バス停上屋等の設置について
18. 中城公園整備事業の整備促進について

③ 南部地区提出要望事項

1. 南部地域における国道の整備について
2. 南部地域における県道の整備について
3. 慰霊碑・戦争遺跡等の保存方策の確立について
4. 国民健康保険財政への法定外繰入(赤字補てん)について
5. 信号機の設置について
6. 医療費助成事業の拡充について
7. 「耐爆チャンバー」の導入について
8. 子どもの貧困対策について
9. バスの再編について
10. 沖縄県観光2次交通利便性向上体制構築事業(沖縄のりとくチケットキャンペーン)の継続及び拡充について
11. 緊急浚渫推進事業債の継続について
12. 沖縄振興公共投資交付金について
13. 沖縄師範健児の塔及び関連施設の沖縄県平和祈念公園への編入について
14. 公共下水道の整備について
15. 久高島高速ブロードバンドインフラ整備について
16. 報得川の早期整備について
17. 南風原南IC周辺及び、黄金森公園線の早期整備について
18. マリントウン東浜水路の浚渫について
19. 海洋深層水大規模取水設備等の新設実現について
20. 渡嘉敷村内公共工事の入札不調に係る支援について
21. 駐在所の設置について
22. 県の補助事業に係る工事費の支援について
23. 渡名喜漁港の整備について
24. 南大東村港湾整備について
25. 北大東港船溜まり場の整備について

④ 宮古地区提出要望事項

1. 産業廃棄物の処理にかかる輸送費にかかる補助について
2. 介護報酬改定等における国への要望について
3. 医療費助成事業の拡充について
4. 県営宮古広域公園の早期整備について
5. 農業振興地域整備計画の変更における地域の実態を踏まえた沖縄県同意基準等の運用の確立について
6. 与那覇前浜海岸及び西浜崎海岸の浸食に対する対策の実施について
7. 下地島空港の航空貨物取扱施設の早期整備について
8. 宮古空港横断トンネル整備について
9. 水道事業の広域化について
10. 多良間港（前泊地区）公園整備について
11. 多良間港（普天間地区）ターミナル建替工事について
12. 水納島浮き桟橋について

⑤ 八重山地区提出要望事項

1. GIGAスクール構想における補助制度の拡充及び環境整備に係る財政的支援について
2. 旧八重山病院跡地の利活用について
3. 離島児童生徒への派遣費助成について
4. 石垣市北部・西部地区の通学困難な高校生への支援について
5. 狩猟者研修センター等の建設について
6. 空港アクセス道路（県道石垣空港線）の早期供用開始について
7. 国際観光都市の確立に向けた新石垣空港の機能拡充について
8. 農林漁業資材等輸送費の補助について
9. 離島におけるごみの海上輸送費用補助について
10. 巡回診療の再開について
11. 港の整備について
12. 県道の整備について
13. 与那国空港及び新港湾の整備について
14. 国境交流再開に向けた事業への支援について
15. 離島地域における感染症予防・対応実行計画の策定支援について



令和4年度の市町村要望事項に対する措置状況

I 市町村共通要望事項

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
1	日米地位協定の見直しについて	<p>日米地位協定の見直しについて、米軍基地から派生する事件・事故や環境問題、軍人、軍属等による犯罪等が県民生活に多大な影響を及ぼしていることから、県は、これまであらゆる機会を通じ、日米両政府に対し要請してきたところであります。</p> <p>県は、米軍基地を巡る諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定を抜本的に見直す必要があると考えており、平成29年9月には、平成12年に実施した同協定の見直しに関する要請以降の状況の変化を踏まえ、市町村等の意見も取り入れ、見直し事項を新たに追加し、日米両政府へ要請を行っております。</p> <p>また、全国知事会に働きかけを行ったところ、令和2年11月の全国知事会議において、日米地位協定の抜本的な見直しを含む新たな「米軍基地負担に関する提言」が全会一致で決議されました。</p> <p>加えて、令和3年5月の本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理・縮小についての要請や、令和4年5月の「平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書」において、日米地位協定の抜本的な見直しについて求めています。</p> <p>さらに、日米地位協定の問題点を更に明確化し、見直しの必要性に対する理解を全国に広げることを目的として、他国地位協定調査を行うとともに、国民的議論の機運醸成を目的としたトークキャラバンや沖縄の米軍基地問題に関する動画のYouTube配信を実施しております。</p> <p>今後とも、軍転協や全国知事会、渉外知事会、各政党等との連携を深め、日米地位協定の抜本的な見直しを粘り強く求めています。</p>
2	台風災害による支援策について	<p>災害復旧制度の改善については、全国でも要望が多く、全国知事会から積極的に国への要請を行っており、平成22年度の被災者生活再建支援制度における適用条件の緩和、激甚災害制度における局地激甚災害指定基準の緩和のほか、平成23年度には地方交付税法の一部改正により大規模災害等に係る特別交付税が必要に応じて交付可能となるなど、一定の成果が表れております。</p> <p>また、令和元年度には、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度について、一部損壊の住宅のうち、損害割合が10%以上の被害</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
		<p>が生じたものについても支援の対象とされ、今般、令和2年12月には被災者生活再建支援制度について、全壊及び大規模半壊に加えて、新たに中規模半壊世帯が支援金の支給対象とされたところでもあります。</p> <p>県としましては、災害復旧制度を活用した早期の復旧が行えるよう関係大臣等に対し求めてきたところであり、引き続き、全国知事会とも連携し、要請していきたいと考えております。</p>
3	不発弾等の早期処理について	<p>県は、不発弾等対策については、戦後処理の一環として、国が責任を持って取り組むべきものと考えております。この観点に立ち、近年では、令和元年9月、令和2年9月、10月、令和3年10月及び令和4年9月に関係大臣に対し、不発弾等処理及び磁気探査の全額国庫負担等について要望してきたところでもあります。</p> <p>1 (1) 不発弾爆発事故等に係る被害補償制度の創設について、平成20年度に沖縄県不発弾等対策安全基金を創設したところであり、被害者への見舞金、被害を受けた公共及び民間施設等への支援金について、基金からの支出で対応することとしております。</p> <p>2 (1) 及び (2) 不発弾等処理の国による直接実施、不発弾等の現場保存、警備及び保安措置の国による直接実施については、県として、県民の安心・安全を確保し、市町村等の負担軽減を図るため、引き続き、国に要望してまいります。</p>
4	離島振興に向けての財政支援について	<p>県としては、均衡ある県土発展及び離島地域における定住条件の確保の観点から、農業農村整備事業等による離島振興は不可欠であると考えており、補助事業における離島加算について継続して取り組んでまいります。</p> <p>新たな交付金の設置につきましては、平成24年度に沖縄振興特別推進交付金が創設され、離島における定住条件の整備など、沖縄固有の特殊事情に起因する課題の解決に向けて、よりの確かつ効果的に施策を展開できる環境が整備されております。</p> <p>離島市町村におかれましては、諸課題の解決に向け、沖縄振興特別推進交付金等を有効に活用いただくとともに、県としましても、離島市町村と緊密に連携し、当該市町村の行う事業の円滑な実施が図られるよう努めてまいります。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
5	『離島空路整備法(仮称)』の制定について	<p>離島航空路の安定的な確保及び利便性の向上を目的に、運航費及び航空機購入費用に係る財政支援、航空機燃料税等の公租公課の軽減措置が実施されておりますが、これらの内容をより確実なものとするため、新たな法制の整備についての要望を国に行ってきたところであります。</p> <p>県としては、引き続き関係都道府県等と連携して、その実現に取り組んでまいります。</p>
6	特定町村(人材確保支援計画の対象となる町村)の地域保健活動を推進する人材確保・資質向上等について	<p>(1) 特定町村においては、平成9年度より「沖縄県特定町村保健師等人材確保支援計画」に基づき、特定町村保健師の確保支援と定着支援を行っているところであります。</p> <p>(2) 特定町村における人材育成支援では、保健所の現任教育支援や集合研修と併せ、平成30年度から退職保健師(コーディネーター)を活用した現地での現任教育支援事業を実施しております。</p> <p>また、県では、行政に勤務する保健師の資質向上を図るための研修会を実施しております。</p> <p>(3) 保健師1人配置、又は産休等により休暇者が生じた場合等において、地域保健活動が円滑に実施できるよう、「沖縄県特定町村保健師等人材確保支援計画」に基づいて、短期間・スポット的な応援保健師の人材紹介など体制整備を行っているところです。</p> <p>(4) 保健師の配置につきましては、地方交付税が措置されているほか、人件費に対する国庫補助も措置されております。</p>
7	離島医療の支援強化について	<p>県では、離島・へき地における安定的な医療の提供を図るため、へき地診療所や医師住宅等の施設整備に要する経費及びへき地診療所の運営、機器整備に要する経費に対し、補助を実施しており、今後も住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な医療支援を行ってまいります。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
8	国民健康保険事業に対する財政支援について	<p>沖縄県の前期高齢者交付金の交付額につきましては、令和3年度に約291億円、令和4年度に約308億円が交付され、令和5年度は約331億円の見込みとなっており、高齢化の進行に伴い、年々、増加してきております。</p> <p>しかしながら、平成20年度に退職者医療制度に代わり導入された前期高齢者財政調整制度に伴い、市町村国保の財政状況が悪化したことから、県としては、本来であれば、制度移行時に本県の特殊事情に配慮した何らかの激変緩和措置が必要であったと考えております。</p> <p>そのため、県は、市町村及び国保連合会と連携し、本県の特殊事情に配慮した特段の財政支援について国に要請してきたところであり、今後とも市町村及び国保連合会と連携し、適切に対応していきたいと考えております。</p>
9	日台漁業取り決めの抜本的な見直し及び宮古・八重山圏域周辺海域の取り締まりについて	<p>県は水産関係団体と連携し、これまでも、国に対して要請を重ねてきており、去る令和5年2月にも、「操業ルールの改善と操業安全対策の強化等」を要請しております。</p> <p>また、操業安全対策としては、「沖合操業の安全確保支援事業」により、漁船に無線機を設置する際の補助を実施し、天気予報、船舶の航行のトラブル等といった情報の伝達手段を確保しております。</p> <p>県としましては、引き続き、水産関係団体と連携し、操業ルールの改善と漁業者の安全確保等について国に求めてまいります。</p>
10	海岸漂着ゴミ処理対策について	<p>県では、国の地域環境保全対策費補助金を活用し市町村・地域住民及びボランティア団体の協力も得ながら海岸漂着物対策を実施しております。</p> <p>引き続き、海岸漂着物の処理が円滑に進むよう、国に対し、財政支援及び海外由来漂着物への対策を求めるとともに、地元市町村等関係機関とも連携を図りながら、海岸漂着ゴミの処理対策及び発生抑制対策に取り組んでまいりたいと考えております。</p>
11	文化財保護に関する県補助金の増額について	<p>県教育委員会では、市町村等が実施する文化財保護等に関する事業について、予算の範囲内での補助を実施しているところです。</p> <p>また、災害や経年劣化等により緊急の補修を要する有形文化財</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
		<p>など、諸条件を総合的に判断し、優先度の高い事業については補助率に準拠した補助を行っているところであります。</p> <p>県教育委員会としましては、県民の貴重な共通の財産であり、地域資源としても注目されている文化財の保存・活用は重要な事業と認識しており、今後とも適切な予算確保に努めていきたいと考えております。</p>
12	<p>子どもの貧困対策について</p>	<p>国に対して、沖縄県の子どもの貧困対策にかかる支援を求めてきた結果、「沖縄子供の貧困緊急対策事業」については令和5年度以降も継続されることとなり、同事業費補助金総額は対前年度比約1.2億円増の16.8億円が措置されることとなりました。</p> <p>令和4年10月1日現在において、同事業を活用した子供の居場所が県内で160箇所設置され、同年4年11月1日現在において、貧困対策支援員が112人配置されるなど支援体制が整ってきておりますが、支援が必要な子どもや保護者の生活実態は依然として厳しい状況であるため、国に対し、補助率の維持や事業費の確保及び拡充について、引き続き要望してまいります。</p>
13	<p>国民健康保険制度における国庫負担減額調整の見直しについて</p>	<p>県としましては、全国知事会を通し、平成24年度から国保改革に伴い開催されている国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議において、これまでも提案を行ってきたところであります。</p> <p>直近では、令和4年7月29日の「令和5年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」書において、「…すべての子ども、重度心身障害者(児)、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。…」要望を行っているところであります。</p> <p>県としては、今後とも知事会等を通じて国に要請を行うなど、適切に対応していきたいと考えております。</p>
14	<p>特別支援教育環境の充実について</p>	<p>公立幼小中高等学校において障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等のための「特別支援教育支援員」を配置するため、国は、都道府県・市町村に対して平成19年度から地方財政措置を開始しております。</p> <p>県教育委員会としましては、文部科学省の「切れ目ない体制整備充実事業」等、市町村が活用できる予算についての情報提供</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
		<p>を行うとともに、引き続き、全国都道府県教育長協議会を通して、国の施策並びに予算に関する要望において、支援員の配置に係る地方財政措置についてさらなる拡充を要望してまいります。</p> <p>なお、県教育委員会においては県立中・高等学校に特別支援教育支援員を配置しております。</p>

II 各地区提出要望事項

① 北部地区提出要望事項

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
1	公立沖縄北部医療センターについて	<p>公立沖縄北部医療センターにつきましては、現在、基本設計及び北部12市町村や建設地周辺の住民を対象とした説明会の開催に取り組むとともに、令和5年4月から同センターの設置主体となる沖縄県北部医療組合を設立しました。</p> <p>令和5年度には、基本設計を踏まえた実施設計業務等を推進し、引き続き、関係機関と連携し、新たな経営システムへの移行、病院建設のための財源確保、医療従事者確保などの課題解決を図り、公立沖縄北部医療センターの早期整備に向け取り組んでまいります。</p>
2	名護湾沿岸のまちづくりについて	<p>県では、県土の均衡ある発展等の観点から、名護と那覇を1時間で結ぶ鉄軌道の導入に向けて取組を進めております。</p> <p>平成24年度に調査を開始して以降、構想段階の計画書策定や費用便益比の精緻化等に取り組んでおり、国においても、令和4年度からは県が求める特例制度の調査検討が行われるなど、着実に取組を進めているところです。</p> <p>鉄軌道の導入は、沖縄21世紀ビジョンで掲げる県民が望む沖縄の将来像実現にあたり重要な事業であり、沖縄県としましては、その早期実現に向け着実に取り組んでまいります。</p> <p>国道58号を名護漁港内へ移設することについては、移設の必要性やそれに伴う海上保安庁防災ステーションや名護漁業協同組合事務所等の移転等が必要となることから、関係機関と十分な調整が必要となるものと考えております。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
		<p>漁港管理者としましては、引き続き、名護湾沿岸のまちづくり有識者懇談会の委員として、当会において情報共有や意見交換等を行ってまいります。</p> <p>県道71号線(名護宜野座線)の拡張等については、「名護湾沿岸(名護漁港周辺エリア)実施計画」の進捗を見ながら、必要に応じて協力していきたいと考えております。</p>
3	<p>県営団地の建設について</p>	<p>本県における公営住宅の供給については、県は比較的大きな団地を、市町村域を超えた広域的需要や地域バランスを考慮して供給を行っており、市町村は地域の実情に合わせて小規模な団地を必要な地区に設置する細やかな対応を行っております。</p> <p>現在、県では老朽化した県営団地が多くあることから、建替事業を優先的に行っているところです。</p> <p>過疎地域等における定住促進等を図るため、公営住宅建設については、集落毎の入居希望者や子育て世帯の有無など、地域の実情に精通した地元市町村の役割が重要であることから、予算の重点配分を行うなど支援していきたいと考えております。</p> <p>公営住宅によらない住宅施策については、情報提供や意見交換を図るなど、市町村の支援に努めてまいります。</p>
4	<p>河口閉塞の解消について</p>	<p>普通河川は、市町村が管理し必要な整備を行うこととなっており、河口閉塞の改善についても市町村が主体となって取り組む必要があります。</p> <p>県としては、国頭村と意見交換しながら技術的な支援や事業化に向けた協力を行っていきたいと考えております。</p>
5	<p>砂防区域内の河川整備について</p>	<p>安田川は昭和47年11月に砂防指定地に指定され、砂防ダム、流路工の整備を行い、昭和53年度に事業完了しております。</p> <p>流路工の改修に当たっては、施設点検結果等を踏まえ、令和4年度に事業化し、現在、実施設計を行っているところであり、国頭村や地域住民等と意見交換を行い、自然環境や景観と調和した護岸形式となるよう取り組んでまいります。</p>
6	<p>県道の改良・維持管理について</p>	<p>県道2号線及び県道70号線の再整備については、今後の周辺の土地利用状況や、道路利用状況の変化、自然環境への配慮等を踏まえて判断していきたいと考えております。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
		<p>県道の除草や清掃については、道路パトロールや住民などからの情報を受け、その都度対応しているほか、除草については、年間を通して良好な景観を維持するため、一部路線で、性能規定方式を導入しております。</p> <p>また、街路樹の管理については、標識等の視認性確保に必要な箇所を優先的に実施しているほか、新たな取り組みとして、高木のせん定等の基本的な考え方となる「街路樹維持管理ガイドライン」の策定に着手しており、性能規定方式による除草管理と合わせて、効果的・効率的な維持管理を行っていきたいと考えております。</p>
7	<p>海岸保全について</p>	<p>国頭村の謝敷海岸の海域は、沖縄海岸国定公園の普通地域、海浜及び陸域は同特別地域となっており、海岸線には、国の道路護岸等の整備がなされております。</p> <p>謝敷海岸は、一般公共海岸区域となっており、自然環境の保全や公共施設の機能維持の観点から、海岸管理者としてどのような対応が可能か、今後、意見交換、情報提供等を行いたいと考えております。</p>
8	<p>国立自然史博物館の設立誘致推進について</p>	<p>県では、国立自然史博物館の設立誘致について、これまで機運醸成のためのシンポジウムの開催や、経済界の関係団体や学識経験者等を構成員とする事業推進会議及び全庁横断的な取組を推進するための庁内連絡協議会の設置などに取り組んできたところです。今年度は国全体の機運醸成を図るための東京でのシンポジウムの開催や県民会議の設立促進に取り組みながら、国等への働きかけ等を行うこととしております。</p> <p>現時点では、国による設立は決まっていない状況であることから、県としましては、引き続き、国立自然史博物館の沖縄への設立・誘致の早期実現に向け、県民や市町村、経済団体、学識経験者等、県全体が一丸となった取組を推進してまいります。</p>
9	<p>世界自然遺産登録における今後の保全と活用について</p>	<p>県では、世界自然遺産登録地域である沖縄島北部及び西表島の自然環境を次世代へ継承するため、令和4年度から「世界自然遺産保全・適正利用推進事業」を実施し、生物多様性の保全と適正利用の両立を図るための取組を推進しております。</p> <p>同事業では、遺産価値の保全を図るための希少種保護対策や外</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
		<p>来種対策に取り組んでいるほか、沖縄島北部における遺産登録地域のオーバーツーリズムを抑制するため、コアエリア周辺地域を利用した観光の仕組みづくりや世界自然遺産ブランドを活用し、特産物の付加価値を向上させるための取組等も実施しているところです。</p> <p>県としましては、引き続き、国及び関係町村と連携しながら、遺産地域の保全と利用の両立を図り、貴重な自然環境を次世代へ継承していけるよう取り組んでまいります。</p>
10	<p>水源基金創設に関する要望について</p>	<p>沖縄県では、水源地域に対する理解の促進と地域の振興を図るため、平成30年度まで実施してきた北部地域の水源涵養機能維持を目的とする1,000万円の事業に加え、令和元年度から、やんばるの環境保全対策や水源地域の振興に関する事業を新設し、「やんばるの森・いのちの水事業」として、総額3,000万円の助成事業を実施しております。</p> <p>事業実施に当たっては、毎年度水源の市町村長を委員とした「水源地域環境保全事業実施委員会」を開催し、支援事業の決定や効果検証を行うなど、市町村の意向を踏まえた形で実施しております。</p> <p>また、本島北部の水源地域から、各市町村の水道使用量に応じた財源負担により、これを原資とする水源基金創設の要望があることについて、受水市町村に対して説明を行ってきたところであります。</p> <p>県としては、今後とも水源市町村、受益市町村と意見交換等を行いながら沖縄本島の水の安定確保、水質の保全を図り、水源地域市町村の振興発展につながるよう取り組んでまいります。</p>
11	<p>国道331号改築工事の早期着工について</p>	<p>国道331号塩屋工区の区間0.8kmについては、線形不良箇所等の解消を図る目的で、平成24年度からバイパス整備として事業に着手しております。</p> <p>現在、用地取得に取り組んでおり、早期完成に向けて取り組んでまいります。</p>
12	<p>河川に流入した軽石の撤去に係る予算確保について</p>	<p>市町村が行う海岸漂着物の回収に対し補助を行う海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金は、原則として河川の漂着物は対象外となっております。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
		<p>河川においては、潮汐の影響により軽石の流入や消失が繰り返される状況があり、河川に接続した海岸の軽石回収を進めてきたところであります。</p> <p>今後、軽石の再漂着等が生じた場合等においては、引き続き、市町村からの相談に応じながら必要な対策を講じてまいります。</p>
13	道路整備について	<p>県道70号線(国頭東線)の当該箇所については、令和3年7月に東村からの交通安全対策の要望書が提出され、これを受けて同年11月に、警察や村と対策内容を協議し、対策工事を完了しております。</p> <p>今後は、現場の交通状況等を注視し、線形改良等の事業の必要性について検討を行っていきたいと考えております。</p>
14	不発弾等の処理について	<p>今帰仁村古宇利島沖の沈没船(米駆逐艦エモンズ)に存置されている爆発性危険物処分に関しては、令和2年6月に海上自衛隊からの呼びかけで、海上自衛隊、県防災危機管理課、県教育庁文化財課が調整を行ったところです。</p> <p>海上自衛隊としては、今後も爆発性危険物の処分に向けて調整したいとのことであり、県としても文化財としての取扱も含め調整していきたいと考えております。</p> <p>他方、当該沈没船は沖縄戦時の水中遺跡、埋蔵文化財としての側面もあります。</p> <p>そのため、不発弾処理を含む変更を行う場合は、文化財保護法に基づき適切な措置を講ずる必要があります。</p> <p>県教育委員会としましては、今後も今帰仁村教育委員会と連携しながら、適切な保護が図れるよう協力していきたいと考えております。</p>
15	沖縄北部テーマパーク事業の推進及び名護東道路の延伸について	<p>沖縄北部テーマパークの建設により、沖縄観光ブランド力の向上につながり、国内外から多くの観光客の来訪が見込まれるとともに、北部地域の観光資源と連携した周遊時間の増による滞在日数の延伸、観光消費額の向上など、本県の観光振興の更なる発展に大きく寄与するものと期待しております。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
		<p>さらに、北部地域における雇用の創出や若者の定住化の促進による人口の増加、地元特産品の販売促進、新たな企業進出や投資の誘引など、観光産業のみならず多様な産業の経済活動の活性化に大きな期待を寄せております。</p> <p>北部地域の振興は、県全体の振興を図る上でも大きなテーマであり、県としては、今後とも庁内関係課と情報共有を図るとともに市町村と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>名護東道路の伊差川から先の延伸については、令和3年3月、沖縄ブロック幹線道路協議会において、新広域道路交通計画の高規格道路に位置付けられたところであります。</p> <p>名護東道路の延伸に向けて、関係機関と連携し、国に対して早期の事業化を要望していききたいと考えております。</p>
16	名護東道路の本部方面への延伸について	<p>名護東道路の伊差川から先の延伸については、令和3年3月、沖縄ブロック幹線道路協議会において、新広域道路交通計画の高規格道路に位置付けられたところであります。</p> <p>名護東道路の延伸に向けて、関係機関と連携し、国に対して早期の事業化を要望していききたいと考えております。</p>
17	沖縄県執行事業の早期整備完了について	<p>国道449号本部北道路は、平成21年度に事業着手し、新本部大橋の整備や用地取得を優先的に進めております。現在、新本部大橋への交通切り替えを行ったところであり、引き続き早期の4車線供用に向けて取り組んでまいります。</p> <p>県道84号線(名護本部線)は、平成25年度に事業着手し、渡久地橋の整備や用地取得を優先的に進めており、早期完成に向けて取り組んでまいります。</p> <p>満名川については、平成30年度より河川整備事業に着手しているところであります。今後も所要額の予算を確保し、引き続き事業に取り組んでまいります。</p> <p>本部港(本部地区)については、大型クルーズ船寄港可能な岸壁整備及び、泊地浚渫を実施し、令和4年11月に完成しております。</p> <p>また、本部港のターミナルビルについては、国際旅客船拠点の形成に向けて、港湾管理者と連携する民間事業者が整備する予定となっておりますが、令和4年10月に連携事業者が精算命令を受けたことから、同社の動向に注視しつつ、国の助言を得ながら、引き続き官民連携による国際クルーズ船の拠点形成に取り組んでいきたいと考えております。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
18	OIST周辺整備事業について	<p>OIST周辺整備については、OISTの設立から10年が経過し、設立時とは状況も変わってきていることから、貴村やうるま市、OISTとの意見交換を実施しながら、現状に沿った整備の在り方や課題を抽出し、解決に向けた対応策等について関係各機関と共有し、調整していきたいと考えております。</p>
19	県道6号線の冠水対策について	<p>県道6号線の冠水対策については、令和3年度より事業着手したところであります。令和5年度の詳細設計が終わり次第、冠水対策を実施したいと考えております。</p>
20	宜野座恩納線(県道)の整備促進について	<p>宜野座恩納線(仮称)については、現在、宜野座村、金武町及び恩納村を連絡する道路として概略ルート案を検討しているところです。</p> <p>当該道路については、金武町道を活用し、県道104号線との接続を検討していることから、宜野座村や金武町及び恩納村と連携し、関係機関と意見交換していきたいと考えております。</p>
21	河口閉塞等の対策について	<p>河川改修及び河口閉塞等の維持管理は、各河川管理者が実施する必要があります。</p> <p>普通河川の護岸や導流堤整備等の河川改修は、緊急自然災害対策事業(起債事業)、流水の正常な機能の維持のために行う河口閉塞対策等は、令和2年度に創設された緊急浚渫推進事業(起債事業)の活用が可能となっております。</p> <p>県においては、普通河川の管理者である市町村に対して、毎年本事業を周知し、事業化に向けた協力及び支援を行っております。</p> <p>また、漢那福地川河口部については、漁港管理者との協議・調整を進め、河川管理区間の変更手続きを行ってまいります。</p>
22	地域活性化インターチェンジやスマートインターチェンジの設置について	<p>国道329号金武地区の渋滞については、国等で検討委員会を設置し、改善に向けて取り組んでいるとのこととあります。</p> <p>県道104号線沿いへのスマートインターチェンジの設置については、計画箇所が米軍施設内であることから、慎重に検討する必要がありますが、今後、関係機関と調整を行ってまいりたいと考えております。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
23	町道屋嘉60号線の県道への格上げについて	<p>屋嘉恩納線については、国道58号及び国道329号から沖縄自動車道へ接続する路線となっており、暫定的に町道へ接続している状況であります。</p> <p>国道329号へ接続する未整備区間については、町道を利用するルートも含めて、金武町との意見交換を踏まえ、課題を整理して、対応を検討していきたいと考えております。</p>
24	伊江港港湾整備事業の促進について	<p>伊江港では、平成29年度から港内の静穏度を向上させる対策工事を実施し、令和5年3月に完成しております。</p> <p>今後の新たな港湾施設の整備については、伊江村と意見交換を行いながら検討していきたいと考えております。</p>
25	本部港の立体駐車場の整備について	<p>本部港立体駐車場については、令和2年2月に供用を開始しております。駐車場の不足については、港湾背後用地に新たな駐車スペースを確保するなどの対策について、関係町村と意見交換を行いたいと考えております。</p>
26	本部港の屋根付歩道の整備について	<p>本部港における屋根付歩道については、関係町村等と調整を行いながら、整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。</p>
27	医療従事者の住環境整備について	<p>県では、離島・へき地における安定的な医療の提供を図るため、へき地診療所、医師住宅及び看護師住宅の施設整備に係る経費に対し、補助を実施しています。</p>
28	医師確保について	<p>琉球大学地域枠医師については、令和2年度から研修を終え、離島・北部での勤務を開始しているところであります。</p> <p>地域枠医師の派遣人数は増加が見込まれており、伊江村立診療所も派遣対象範囲に含まれております。今後、村や琉球大学等、関係機関との調整に努めてまいります。</p>
29	伊江島空港の有効活用の推進について	<p>伊江島空港への定期便就航に当たっては、運用制限等の改善や伊江島空港を活用した観光需要予測をはじめ、受入体制のあり方、ヘリコプターによる運用を含めた参入航空会社の意向確認等、伊江村とも意見交換しながら定期便就航の実現可能性について、様々な観点から検討する必要があると考えております。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
		<p>伊江島空港の施設整備については、具体的な就航計画を踏まえ検討していきたいと考えております。</p> <p>伊江島補助飛行場空域における使用制限の緩和については、具体的な空路の活用の検討状況等も踏まえ、伊江村と連携し取り組んでまいりたいと考えております。</p>
30	伊平屋・伊是名間の架橋整備推進について	<p>伊平屋・伊是名架橋については、伊平屋・伊是名両村からの要望等を受けて、平成23年度に、整備の可能性調査を実施しております。</p> <p>その結果、技術上及び環境上の課題、費用対効果や膨大な予算の確保など、多くの課題が明らかとなっております。</p> <p>現在、土質ボーリング調査等を行っているところであり、関係機関と連携しながら、課題克服の可能性について、調査、研究に取り組んでおります。</p>
31	伊平屋空港建設について	<p>伊平屋空港については、就航見込みのある航空会社との意見交換や需要予測などの確認・検証及び関係機関との調整に取り組んでいるところであります。</p> <p>引き続き、航空会社の就航意向取り付けや需要予測、費用対効果の確保など、事業化の課題解決に向け、伊平屋村、伊是名村と連携し、早期事業化に向け、取り組んでいきたいと考えております。</p>

② 中部地区提出要望事項

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
1	(仮称)中部東道路の整備及び(仮称)うるまインターチェンジの設置について	<p>中部東道路(仮称)については、令和3年3月、沖縄ブロック幹線道路協議会において、新広域道路交通計画の構想路線に位置付けられたところであります。</p> <p>また、うるま市、国及び県で構成される中部東道路連絡調整会議が設置され、関係者間で意見交換を行っているところであります。</p> <p>引き続き、うるま市と連携して、事業化の可能性を検討していきたいと考えております。</p> <p>うるまIC(仮称)等については、交通需要や整備効果等を踏まえ、県とうるま市の連携を図りつつ、幹線道路ネットワークとしての位置付けを検討する必要があると考えております。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
2	<p>東部海浜開発地区(潮乃森)における脱炭素先行地域に向けた位置づけについて</p>	<p>県では、県全体の温室効果ガス削減対策等を定めた第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画において、「低炭素型まちづくりに向けた都市計画や地区計画策定の促進」を施策として掲げているところです。</p> <p>また、市町村等が行う地球温暖化防止活動を支援することを県の役割として位置づけており、引き続き、低炭素なまちづくりが促進されるよう関係機関に働きかけるとともに、必要な支援を検討してまいります。</p> <p>御要望につきましては、新たな沖縄振興計画である「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」において、東部海浜開発地区(潮乃森)を含む中部圏域の箇所です。「2050年脱炭素社会の実現を見据え、太陽光・風力・バイオマス等の多様な再生可能エネルギーの導入加速化、クリーンかつ安全なエネルギーである天然ガスへの転換、更なる技術開発・実証や基盤整備等を通じて、本県に適したクリーンエネルギーの導入拡大を図ります。」と記載していることから、エネルギーの脱炭素化に関する分野については既に県の関係計画に位置づけているものと考えます。</p> <p>県としましては、今後地元市町村や事業者との意見交換を行うなど、同地区の先進的な取組における情報収集を図り、本県のエネルギー施策と効果的に連動してまいりたいと考えております。</p> <p>東部海浜開発地区(潮乃森)における脱炭素の先進的な取り組みを行うテストベッドとしての位置づけについては、貴市と意見交換を行い、港湾管理者としての対応について検討してまいります。</p>
3	<p>「沖縄こどもの国」の運営支援について</p>	<p>沖縄こどもの国は、未来を担う子ども達の知恵・感性・想像力を育む場として、沖縄市のみならず県全域の児童の健全育成にも大きく寄与していると理解しております。</p> <p>沖縄県としましては、今後とも、沖縄こどもの国の安定的な運営のため、補助金として支援を続けていきたいと考えております。</p>
4	<p>那覇港浦添第一防波堤の早期整備及び西海岸道路の検討について</p>	<p>現在、防波堤整備は国で実施しており、県としては、今後の状況の推移を見守りつつ、引き続き那覇港管理組合、那覇市及び浦添市等と連携しながら、取り組んでまいります。</p> <p>国に確認したところ、沖縄西海岸道路浦添南道路の計画検討については、地元の意向を確認しながら進めて行く予定とのことです。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
5	過大規模校解消の為の分離・新設校用地取得費にかかる財政措置について	<p>学校施設整備に係る課題として全ての市町村から要望のあった、学校施設の長寿命化、学校施設の防災機能の強化について、全国公立学校施設整備期成会等から国に対して制度拡充を要望しているところです。</p> <p>用地の取得造成のための費用については、各市町村において地方財政措置を活用し対応していただいております。</p>
6	牧港補給地区返還後の跡地利用について	<p>① 先行取得事業にあたっては、沖縄振興特別推進交付金を活用して取り組まれているところであります。</p> <p>また、跡地利用推進法では、返還後も地権者へ土地引き渡しされるまでの間、先行取得が可能な制度となっております。</p> <p>県としましては、跡地整備の推進は重要であると認識しており、関係市町村と連携し必要な予算確保に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>② 早期の使用収益開始については、跡地利用推進法に基づく公共用地の先行取得制度や沖振法の沖縄振興特別推進交付金等の措置がなされているところであります。</p> <p>また、大規模な跡地開発においては施行主体の財政負担も懸念されるところであります。</p> <p>県としましては、跡地利用計画の具体的な検討の中で課題や対応策について協議してまいりたいと考えております。</p> <p>③ 駐留軍用地の跡地利用については、跡地利用推進法に基づき取り組みが進められているところであり、牧港補給地区については、返還後の円滑な跡地利用を見据えて拠点返還地の指定要件を緩和していただいたところであります。</p> <p>県としても、西海岸との一体的開発は重要であると考えており、牧港補給地区の跡地利用の検討を進めながら、意見交換させていただきたいと考えております。</p> <p>④ 跡地利用推進法では、給付金は土地引渡日以後、引き続き土地を使用せず、かつ、収益していないときに、当該所有者等に対し、引渡日の翌日から3年間、賃料相当額が支給されております。</p> <p>また、特定給付金は、土地引渡日の翌日から3年を経過した基準日の前日までに土地区画整理事業に係る事業認可等がなされ、基準日以降、引き続き土地を使用せず、かつ、収益していないときに、当該所有者等に対し、土地の使用又は収用が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定める期間、賃料相当額が支給されております。</p> <p>なお、特定給付金の支給期間については、国が事業施行者と調整して定めていると伺っております。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
7	老朽化した児童福祉施設等改築整備に係る市町村負担分の財源確保について	<p>保育所等整備交付金については、沖縄振興特別措置法により、国の補助率を1/2から3/4にかさ上げする措置が講じられていました。</p> <p>令和5年度から保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備事業交付金等を一元化して創設される就学前教育・保育施設整備交付金においても同内容の補助率のかさ上げ措置が適用されることとなっています。</p>
8	子どもの医療費助成の現物給付に対する普通調整交付金及び療養給付費等負担金の減額調整措置の廃止について	<p>こども医療費助成制度における市町村の現物給付の実施にあたっては、国民健康保険の国庫負担減額調整措置（いわゆるペナルティ）が課題となっていることから、市町村を支援するため、令和4年度から減額調整額に対する補助を行っております。</p>
9	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免等に係る財政支援について	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税（料）の減免については、減免額の全額を国が財政措置するよう全国知事会を通して要望し、令和4年度も前年度と同様に実施されております。</p>
10	地方単独の医療費助成に対する国庫負担金等の減額措置廃止について	<p>県としましては、国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止について、これまでも全国知事会や全国衛生部長会を通して国に要請しているところであり、引き続き国に要請してまいります。</p>
11	子どもの貧困対策事業について	<p>国に対して、沖縄県の子どもの貧困対策にかかる支援を求めてきた結果、「沖縄子供の貧困緊急対策事業」については令和5年度以降も継続されることとなり、同事業費補助金総額は対前年度比約1.2億円増の16.8億円が措置されることとなりました。</p> <p>令和4年10月1日現在において、同事業を活用した子供の居場所が県内で160箇所設置され、同年4年11月1日現在において、貧困対策支援員が112人配置されるなど支援体制が整ってきておりますが、支援が必要な子どもや保護者の生活実態は依然として厳しい状況であるため、国に対し、補助率の維持や事業費の確保及び拡充について、引き続き要望してまいります。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
12	<p>県道の景観改善について</p>	<p>県は、「沖縄県沿道景観向上技術ガイドライン(H29.3)」及び「～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画(R4.9)」に基づき、適正な雑草管理に取り組んでおります。</p> <p>主要地方道沖縄嘉手納線は、観光地等へのアクセス道路として、沖縄振興特別推進交付金を活用した沖縄フラワークリエイション事業により、花と緑のある良好な沿道景観の創出・向上に努めているところであります。</p> <p>性能規定方式による道路除草については、関係団体等との意見交換を継続し、令和5年度以降の県全域への導入に取り組んでいきたいと考えております。</p>
13	<p>嘉手納町の環境問題について</p>	<p>企業局では、平成29年度と平成30年度の「嘉手納基地周辺地下水調査業務委託」において、水道水源周辺の地下水流向調査を実施済みであり、その調査結果をホームページで公表しております。</p> <p>なお、当該調査の結果、基地内に向かう地下水に比べて基地から外部に向かう地下水のPFOS等濃度が高いことを確認しております。</p>
14	<p>新型コロナウイルス感染症対応について</p>	<p>沖縄県では、国の制度設計のもと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、時短営業や休業に協力いただいた飲食店等に対し、協力金の支給を実施いたしました。</p> <p>また、令和4年度においては、コロナ禍に加え、原油価格・物価高騰の影響が生じたことから、中小・小規模事業者の事業継続を支援するため、業種を問わない支援金の支給や省エネ設備の購入費用の補助などに取り組んだところであり、このうち支援金については、令和5年度も継続して実施することとしております。</p> <p>今後の県経済の早期回復を図るためには、中小企業等の生産性向上や競争力の強化などにより稼ぐ力を向上し、その成果を労働者への分配に繋げ、未来への投資が生み出されるサイクルを構築することが重要であると考えております。</p> <p>県としましては、引き続き、地域に根差して支援を行う商工会等の支援機関と連携して事業者の状況把握に努めながら、DXの加速化やイノベーションの促進等による生産性・収益性の向上、事業承継に伴う経営資源の引継ぎの円滑化、企業の成長に資する資金繰り支援等、県内中小企業等の持続的な発展に向け取り組んでまいります。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
		<p>令和4年度における新たな取組として、新型コロナウイルス感染症の影響により、対前年同月比などで売上が30%以上または50%以上減少し、国の事業復活支援金を受給した観光施設事業者を含む幅広い県内事業者に対し、個人事業者に最大10万円、法人に最大50万円を支給する「おきなわ事業者復活支援金」を実施しました。</p> <p>また、コロナ禍における原油価格・物価高騰に伴い、経営に大きな影響を受けている観光事業者を支援するため、赤字企業であって、かつ、事業計画を策定した事業者に対して、従業員規模に応じて最大600万円を補助する「観光事業者事業継続・経営改善サポート事業」を実施しており、令和5年度も繰越を行った上で、引き続き関係機関と連携のうえ、観光事業者へ周知を図ってまいります。</p> <p>さらに、赤字企業、黒字企業を問わず、受入体制の再構築に必要な経費であって、令和4年10月以降に要した人材の確保、バリアフリー等受入に必要な施設改修や今後の観光需要に対応する前向きな投資等に要する経費に対し、最大500万円を補助する「観光事業者受入体制再構築等緊急支援事業」のほか、令和5年度当初予算において、観光業界における従業員の労働環境の改善に向け、観光事業者の生産性向上に資する支援を引き続き実施して参ります。</p>
15	<p>県道の早期整備について</p>	<p>浦添西原線の翁長・嘉手苺工区は、道路改良工や用地取得等を鋭意進めており、早期の完成を目指し事業を推進しているところであります。</p> <p>浦添西原線の嘉手苺・小那覇工区は、2020年代中頃の完成供用を目指し事業を推進しているところであります。</p> <p>那覇北中城線の幸地・翁長工区及び翁長・上原工区は、道路改良工や用地取得等を鋭意進めており、早期の完成を目指し事業を推進しているところであります。</p>
16	<p>県道155号線延伸における西原南風原線(仮称)、那覇与那原線(仮称)の整備および池田交差点の改良について</p>	<p>県道155号線の延伸等については、現在整備を進めている浦添西原線、那覇北中城線の供用後の交通量の変化を踏まえる必要があり、交通需要を踏まえた幹線道路ネットワークとしての必要性、費用対効果などを検討する必要があります。</p> <p>渋滞ボトルネック対策については、沖縄地方渋滞対策推進協議会において抽出された主要渋滞箇所について重点的に対策を推進しているところであり、県道155号線と西原町道池田・大名線との交差点は主要渋滞箇所に抽出されていないことから、今後の検討課題と考えております。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
17	宜野湾横断道路東側区間の早期着工について	<p>宜野湾横断道路については、普天間飛行場の跡地利用に不可欠な道路であるとともに、ハシゴ道路ネットワークの整備計画に位置づけられた道路であることから、重要な幹線道路と認識しております。</p> <p>県では、普天間飛行場返還に影響を受けない東側区間について、事業化に向け、最新の将来交通量推計に基づく検討を行っているところであります。</p>
18	都市計画法第34条11号・12号区域における災害警戒区域等の除外の要件緩和について	<p>令和4年3月に当該要請内容にかかる指定区域変更にかかる意見照会を終え、指定区域変更（区域の一部除外）の公告を行い、令和4年4月1日より施行されております。</p> <p>意見照会の中で、指定区域から除外された区域における建築についても、救済措置の検討を求める等の村からの意見についても認識しております。</p> <p>県としては、当該区域の建築相談については、沖縄県開発審査会に諮るなどの救済措置を個別に検討することとしております。</p>
19	(仮称) 沖縄読谷線について	<p>沖縄ー読谷間をつなぐ道路については、嘉手納弾薬庫地区を通過し読谷地域と沖縄自動車道を結ぶ道路と認識しています。</p> <p>しかしながら、当該地区が日米で合意された返還予定地に含まれないことから、現時点では都市交通マスタープラン等への位置づけは困難な状況です。</p>
20	基地返還跡地の支障除去について	<p>引渡し後の返還跡地で発見される廃棄物等については、国の責任において対応されるべきと考えております。県では、引き続き、軍転協や関係市町村と連携して、国の責任で対応していただくよう働きかけてまいります。</p>
21	都市計画法第34条11号・12号区域における災害警戒区域等（砂防三法指定区域・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域）からの除外について	<p>令和4年3月に当該要請内容にかかる指定区域変更にかかる意見照会を終え、指定区域変更（区域の一部除外）の公告を行い、令和4年4月1日より施行されております。</p> <p>意見照会の中で、指定区域から除外された区域における建築についても、救済措置の検討を求める等の村からの意見についても認識しております。</p> <p>県としては、当該区域の建築相談については、沖縄県開発審査会に諮るなどの救済措置を個別に検討することとしております。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
22	地すべり対策等防災事業の早期推進について	<p>県では、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策などの実施による防災・減災対策に取り組んでおります。</p> <p>北中城村においては、熱田地区、仲順地区で地すべり対策事業、島袋地区で急傾斜地崩壊対策事業を実施しており、事業の実施にあたっては、現地観測を行い、地すべり等の危険度と公共施設など保全対象施設の重要度を勘案し、取り組んでおります。</p>

③ 南部地区提出要望事項

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
1	南部における新しい公共交通システムの整備について	<p>県民及び観光客の移動利便性向上等を図るためには、鉄軌道の導入と併せて、骨格軸と地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの充実を図る必要があると考えており、沖縄本島の北・中・南部の圏域毎に議論の場を設け、南部地域の交通状況や地域の課題を整理し、最適な地域公共ネットワークのあり方について、市町村と協働で検討を行うこととしております。</p> <p>また、将来的な鉄軌道の延伸等については、今後、南部地域をはじめ、県内各地域において公共交通の利用が増大することも考えられることから、公共交通の利用状況や地域のニーズ等を踏まえて検討していく必要があると考えております。</p>
2	慰霊碑・戦争遺跡等の保存方策の確立について	<p>慰霊塔(碑)は、戦没者のみ霊を慰めるとともに、恒久平和を祈念するため、戦友や遺族等の関係者が深い思いを込めて建立しており、その修理や清掃等の維持管理は、本来建立者等関係者の責任において行うものと考えております。</p> <p>しかし、これらの慰霊塔(碑)は、先の大戦に起因するものであり国の責任において対応すべきものであることから、県では平成27年8月に厚生労働大臣あて、民間建立慰霊碑の整理や保存等に関して要請しております。</p> <p>また、各団体等が建立した慰霊塔(碑)の中には、関係者の高齢化等に伴い、十分に管理がなされていない等の課題があることから、県では、平成30年度に県内慰霊塔(碑)管理状況等実態調査を実施し、慰霊塔に係る課題の分類を行い、令和2年度には、存続が懸念される慰霊塔を対象とした「管理困難慰霊塔検討事業」を実施し、管理者不明等慰霊塔の所在地自治会や市町村等の意向を確認しました。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
		<p>その結果、慰霊塔ごとに土地所有者の意向や管理状況等がそれぞれ異なることが確認されたことから、管理実態の調査結果等を踏まえつつ、国や市町村、関係団体等と連携を図り、個別に対応して問題解決に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>戦争遺跡について、県教育委員会では平成10年度から平成17年度に実施した分布調査により、県内全域に1,077件の戦争遺跡が存在することを把握しました。</p> <p>また、平成22年度から平成26年度には、1,077件のうち145件の戦争遺跡を対象に詳細な内容等の確認調査を実施し、戦争遺跡の全体像を理解するための体系化も行いました。</p> <p>これらの成果を踏まえ、市町村に対し戦争遺跡の文化財指定を促すとともに、県が戦争遺跡を文化財指定する際の考え方の整理や、指定候補の絞り込み等を進めております。</p> <p>県教育委員会としては、今後も市町村との連携を図りつつ、戦争遺跡の適切な保全に努めてまいります。</p>
3	<p>国民健康保険財政への法定外繰入（赤字補てん）について</p>	<p>平成30年度の国保制度改革施行により、県は財政運営の責任主体として市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や保険給付に必要な費用を全額、市町村に対して支払うことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理することになりました。</p> <p>県では、これまでも県の特別交付金において、収納率向上、医療費適正化、保健事業等における市町村の取組を支援するために交付金を交付してきたところであります。</p> <p>また、制度改正に伴い、県に納めることとなった納付金の負担緩和策として、令和4年度から令和5年度に納付金が増加する市町村において、一定額の交付を行っております。</p> <p>県としましては、定められた財政運営の仕組みの中で、市町村の財政をできるだけ支援するよう取り組んでいきたいと考えております。</p>
4	<p>糸満市新市場整備に伴う糸満漁港の漁港施設整備について</p>	<p>糸満漁港については、現在、水産流通基盤整備事業により漁船が安全に係留できるよう防風柵等の整備を行っております。また、地元から要望のあった5t以上の大型漁船に対応した船揚場につきましても、令和4年度設計業務に着手しており、令和5年度は陸上部の工事等を行う予定となっております。</p> <p>漁港内の浚渫については、当該水域を漁港施設として位置づける必要があることから、今後、漁港施設としての位置づけの可能性について検討してまいります。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
5	南部東道路の早期供用及び整備促進に向けた体制強化について	<p>南部東道路の執行体制については、予算規模に応じた適切な職員配置や民間コンサルタント等を活用するなどの事業推進体制の強化に取り組んできたところであります。引き続き、事業予算の確保に努めるとともに沖縄県土地開発公社と連携し、地元の協力を得ながら、事業を推進してまいります。</p> <p>南城つきしろICからの延伸については、事業化区間の整備を推進しつつ、整備効果等の調査検討を進めることとしております。</p>
6	県道256号線豊見城糸満線（豊見城市名嘉地から糸満市真栄里）の早期拡幅整備について	<p>豊見城道路及び糸満道路のバイパス現道区間にあたる当該区間については、平成28年度末に県へ移管されております。</p> <p>豊見城市名嘉地から糸満市兼城までの区間については、平成29年度に事業着手し、翁長（北）交差点付近の渋滞対策工事を実施しております。現在、用地取得等を鋭意進めており、早期の完成を目指し事業を推進しているところであります。</p> <p>糸満市兼城から糸満市真栄里までの区間については、事業区間および糸満与那原線の進捗を踏まえ取り組んでまいります。</p>
7	国道507号の早期整備について	<p>国道507号の八重瀬町東風平から具志頭までの八重瀬道路については、東風平交差点付近の道路改良工や用地取得等を鋭意進めており、早期の完成を目指し事業を推進しているところであります。</p> <p>津嘉山北土地区画整理事業区域の南端から津嘉山南交差点に至る国道507号現道部の整備については、仲井真津嘉山線の進捗、将来の管理主体等の協議を踏まえ、関係市町村と連携しつつ、検討していきたいと考えております。</p>
8	主要地方道糸満・与那原線の早期整備について	<p>糸満与那原線（東風平～屋宜原）工区については、現在、用地取得等を進めており、今後、地元の協力を得ながら早期供用に向け取り組んでまいります。</p> <p>糸満ロータリー付近から国道331号糸満道路に接続する区間については、幅員23m、2車線で鋭意拡幅整備しているところであり、無電柱化等を含む景観に配慮した整備を行うこととしております。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
9	糸満具志頭線(外郭線)の早期整備について	<p>糸満具志頭線については、照屋入口から市営真謝原団地までの区間約1.1kmについて、平成30年1月に供用開始を行っております。</p> <p>豊見城糸満線兼城交差点から糸満与那原線照屋入口までの区間については、整備中の糸満与那原線の進捗状況を踏まえるとともに、市道阿波根兼城線の整備と整合を図りながら、検討していきたいと考えております。</p>
10	県道東風平・豊見城線の早期整備及び延長整備について	<p>(1) 東風平豊見城線の豊見城交差点から豊見城市道25号線までの区間150mについては、平成30年12月に4車線で供用しております。また、豊見城市道25号線から翁長(北)交差点までの区間については、2020年代中頃の完成供用を目指し、整備を進めているところであります。</p> <p>(2) 県道東風平豊見城線の豊見城交差点から八重瀬町東風平までの区間については、これまでに概ねの計画ルートを決定しており、平成29年度に予備設計に着手し、関係機関と調整を行っているところであります。</p> <p>(3) 当該道路の南城市大里までの延伸については、南部圏域で進められている主要幹線道路(那覇空港自動車道・南部東道路・国道507号等)の整備に伴う、交通量の変化を踏まえる必要があると考えております。</p>
11	県道52号線並びに県道131号線の早期整備について	<p>(1) 県道52号線の八重瀬町富盛交差点から新城の一部区間において、用地交渉難航等による歩道未設置箇所があります。このため、町と連携して、用地取得に取り組み、整備を行いたいと考えております。</p> <p>糸満市与座の歩道が一部未整備となっている箇所については、令和4年度に地権者の同意が得られたことから、事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>(2) 要望箇所は、現在片側歩道として整備されております。対面側の歩道整備については、今後、交通量や歩行者の道路利用状況の変化を勘案しながら、検討して行きたいと考えております。</p>
12	「平和の道線」の早期建設について	<p>糸満市山城から同市真栄里までの約7.8km区間の平和の道線(糸満与那原線)については、喜屋武・真栄里工区を優先的に整備しており、道路改良工や用地取得等を鋭意進め、早期の完成を目指し事業を推進しているところであります。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
		<p>また、山城・喜屋武工区については、道路改良工や用地取得等を推進しているところであります。</p> <p>当該道路の平和祈念公園までの延伸整備については、事業中区間の完成供用後の交通状況を踏まえ、検討していきたいと考えております。</p>
13	<p>県管理道路の植樹帯等の維持管理について</p>	<p>植栽管理については、「沖縄県沿道景観向上技術ガイドライン(H29.3)」及び「～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画(R4.9)」に基づき、適正な雑草対策に取り組んでいるほか、年間を通して良好な景観を維持するため、一部路線で性能規定方式を導入しております。</p> <p>併せて、観光地へアクセスする道路については、沖縄振興特別推進交付金を活用した沖縄フラワークリエイション事業を実施しており、道路ボランティア団体による植栽管理を推進するなど、良好な道路景観の創出・向上に努めてまいります。</p>
14	<p>那覇空港自動車道(小禄道路)の早期整備について</p>	<p>小禄道路は、令和3年4月に公表された、防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラムにおいて、今後5か年程度での全線開通を目指す事業として、国において鋭意整備が進められております。</p> <p>当該道路はハシゴ道路ネットワークや2環状7放射道路に位置付けられており、県としてもその重要性を認識していることから、地元自治体と連携し早期整備を要望しているところであります。</p>
15	<p>バス停への上屋等の設置について</p>	<p>道路管理者が設置するバス停下屋は、安全かつ円滑な歩道の交通確保のため、周辺歩道・バス利用者の状況を踏まえ、設置を行っております。</p> <p>これまでも、平成26年度から令和4年度までに24基のバス停下屋を整備しており、今後とも、必要箇所における整備を進めていきたいと考えております。</p> <p>また、バス事業者や市町村等がバス停下屋を設置する場合は、占用手続き等で協力していきたいと考えております。</p> <p>また、県は、バス協会に交付する運輸振興助成金を通して、バス事業者の管理するバス停の改修等に対して補助を行っているところであり、今後ともバスの利用環境改善のため、バス事業者や道路管理者等と連携していきたいと考えております。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
16	信号機の設置について	<p>信号機につきましては、交通量、交通事故の発生状況、周辺における道路環境や施設の設置計画状況のほか、他の安全対策による事故抑止の可否なども考慮した上で、設置の必要性を判断しております。御要望につきましても、そのような観点から引き続き検討して参ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度南部地区信号機設置箇所 2か所 <ul style="list-style-type: none"> ①屋宜原中央公園交差点（八重瀬町） ②兼城（南）交差点（南風原町）
17	医療費助成事業の拡充について	<p>こども医療費助成事業につきましては、各市町村のご理解をいただき、令和4年4月から県内全ての市町村において、通院対象年齢の中学校卒業までの拡大と、現物給付が実施されております。</p> <p>沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業における現物給付の導入については、一部、検討したいとする市町村はあるものの、自動償還の維持を希望する市町村が大部分となっております。</p> <p>母子父子寡婦医療費助成については、受給資格の変動が多いことから、現物給付を行った場合、返還金発生件数が多くなる懸念や、国民健康保険の国庫負担減額調整措置、医療費増の懸念等の課題があることから、県としては引き続き、現物給付の導入について、市町村と意見交換を行ってまいります。</p> <p>沖縄県重度心身障害者医療費助成事業における現物給付については、一部の市町村で導入を検討したいという意見はあるものの、自動償還の維持を希望する市町村が大部分となっております。</p> <p>県としましては、課題等を確認しながら、市町村と意見交換していきたく考えております。</p>
18	「耐爆チャンバー」の導入について	<p>耐爆チャンバーの導入につきましては、国県市町村等で構成される沖縄不発弾等対策協議会の下に設置された専門部会ワーキングチームにおいて、耐爆容器の安全性や耐久性などが検証された後、本対策協議会で安全性や耐久性が確認されたところ です。</p> <p>現在、耐爆チャンバーの保管・運搬方法、使用時の注意事項等、実際の運用方法について国・陸上自衛隊・市町村・沖縄県において検討を進めており、次に、検討結果を踏まえた試行運用が予定されています。</p> <p>今後は、試行運用において避難距離の縮小に伴う効果等、具体的検討を行うための情報収集や運用の確認が行われ、沖縄不発弾等対策協議会への報告等を経た後、本格的な運用が行われる予定となっております。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
19	<p>国道329号から国道与那原線バイパスを経由し、県道南風原与那原線を結ぶ道路（仮称ゆめなり線）整備について</p>	<p>南風原与那原線バイパス（仮称）について、県が行った調査結果では、幹線道路としての計画交通量が見込めず、周辺道路の渋滞緩和効果が低いことから、県道としての整備の優先度は低い状況にあります。</p> <p>当該道路の整備については、交通需要を踏まえた幹線道路ネットワークとしての必要性、技術的課題、費用対効果および交通の安全性確保などを検証する必要があることから、今後の検討課題と考えております。</p>
20	<p>県道糸満与那原線バイパス整備について</p>	<p>県道糸満与那原線を補完する道路の整備については、平成28年度に調査を行い、与那原交差点の渋滞緩和効果を確認しております。</p> <p>現在は環境影響評価条例に基づく手続きに取り組むとともに、概略ルートの検討について地元自治体と意見交換を行っているところです。引き続き、関係機関との調整を進め、早期事業化に向けて取り組んでまいります。</p>
21	<p>南部東道路从那覇市石嶺方面への道路整備及び南風原北ICの再整備について</p>	<p>南部東道路从那覇市石嶺方面へアクセスについては、沖縄自動車道への追加ICとして、石嶺地域に近接する幸地ICの整備を行っているところであります。</p> <p>新南風原交差点の側道整備も含め、那覇市石嶺方面への幹線道路の整備については、周辺道路の整備に伴う交通状況の変化を踏まえる必要があることから、今後の検討課題と考えております。</p> <p>なお、南風原北ICが接続する与那覇交差点については、国において、令和元年度に左折・直進車線の増設による交通安全及び渋滞対策が実施されております。</p>
22	<p>子どもの貧困対策について</p>	<p>国に対して、沖縄県の子どもの貧困対策にかかる支援を求めてきた結果、「沖縄子供の貧困緊急対策事業」については令和5年度以降も継続されることとなり、同事業費補助金総額は対前年度比約1.2億円増の16.8億円が措置されることとなりました。</p> <p>令和4年10月1日現在において、同事業を活用した子供の居場所が県内で160箇所設置され、同年4年11月1日現在において、貧困対策支援員が112人配置されるなど支援体制が整ってきておりますが、支援が必要な子どもや保護者の生活実態は依然として厳しい状況であるため、国に対し、補助率の維持や事業費の確保及び拡充について、引き続き要望してまいります。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
23	<p>海岸に漂着した軽石の回収及び処分について</p>	<p>県では、各市町村の要望に応じ、沖縄本島北部及び南部に各1か所、広域仮置場を設置し軽石の保管を行ってきました。</p> <p>また、市町村が軽石を回収し処分する際に必要となる費用として、沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を交付し、市町村とも連携して取り組んできたところです。</p> <p>このようにして回収した軽石の処分については、市町村から処理依頼を受けた分も含め、利活用希望者への無償譲渡、鉱山跡への埋戻用材とする等により、令和5年3月末までに概ね処理を完了したところです。</p> <p>県管理港湾における港湾の軽石除去及び処分につきまして、軽石の漂流・漂着によって、船舶の安全な航行及び係留に重大な支障を及ぼす場合は、県は港湾災害復旧事業などで対応してまいります。</p> <p>また、県では、沖縄観光コンベンションビューローと連携し、観光関連事業者を対象に軽石による影響を調査してきました。</p> <p>現在、県内に漂着した軽石については、概ね回収を終えていると認識しております。今後も引き続き、軽石の漂流・漂着状況を注視してまいります。</p>
24	<p>離島航路補助事業費の拡充について</p>	<p>離島航路の確保・維持のため、県は、国、市町村及び航路事業者との協議で決定した沖縄県離島航路確保維持計画に基づき、国及び市町村と協調して運航に伴い生じた欠損額を補助しております。</p> <p>県としては、離島住民の生活に不可欠な離島航路の確保・維持のためには、今後とも国、県及び市町村が適切な役割分担の下で連携して支援していくことが重要であると考えております。</p>
25	<p>情報通信の格差是正について</p>	<p>沖縄県では離島等の条件不利地域において、都市部と同等の情報通信環境の確保に向けて、情報通信基盤の整備を図るとともに、通信事業者等の離島地域等への進出も促進してきたところがあります。</p> <p>また、平成28年度から離島及び過疎地域の17市町村において、陸上部における光ファイバー網を整備する「超高速ブロードバンド環境整備促進事業」を実施しており、南部地区の5離島町村(座間味村、粟国村、渡名喜村、渡嘉敷村及び久米島町)につ</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
		<p>いては、令和元年度までに、南大東村及び北大東村の一部地域については、令和4年度で整備しております。</p> <p>大東地区については、県は令和3年度で沖縄本島と北大東島を結ぶ海底光ケーブルの整備を完了しました。さらに、海底光ケーブルの強靱化（ループ化）を図るため、令和4年度から北大東島と南大東島を結ぶ海底光ケーブルの整備に着手し、災害や障害に強い安定的な情報基盤の構築に取り組んでおります。</p> <p>現在、こうした取り組みの成果が上がりつつありますが、久高島を含め、情報格差の是正が未だに十分でない地域が県内に残されております。</p> <p>県としては、国や地元自治体、民間事業者等と連携し、今後も様々な方法によって情報通信基盤の構築に取り組んでまいります。</p>
26	<p>廃棄物処理困難物の回収ルートについて</p>	<p>県では、離島市町村で処理ができない廃棄物の処理・回収に係る課題に対応するため、平成29年度から令和3年度にかけて「離島廃棄物適正処理促進事業」を実施しました。</p> <p>同事業においては、廃棄物専門家及び各離島自治体担当者等で構成する離島廃棄物適正処理促進検討委員会での検討結果を踏まえ、3町村において小型焼却炉を用いた産業廃棄物と一般廃棄物のあわせ処理体制を構築したほか、1村において混合廃棄物の効率的な分別体制を導入しました。</p> <p>加えて、令和2年度及び3年度には、離島における処理困難廃棄物の処理ルート構築の促進を目的とした「離島廃棄物ワンストップサービス構築事業」により、島内での処理が困難な廃棄物について、運搬方法、廃棄物処理業者、補助金等に係る情報提供等の支援を行ってまいりました。</p> <p>令和4年度からは、離島廃棄物適正処理促進事業の後継事業である「島しょ型資源循環社会構築事業」を実施し、離島を含めた県全域で効率的なりサイクル・廃棄物処理体制の構築に取り組んでおります。</p>
27	<p>水道事業について</p>	<p>県では、水道のユニバーサルサービスの向上を図るため、水道広域化に取り組んでいるところであり、本島周辺離島8村において、必要となる施設整備等を完了した島から順次、県企業局による水道用水の供給が開始されております。</p> <p>沖縄県水道整備基本構想では、県内統合水道に向け、隣接する水道事業の統合や圏域ごとの広域化を促進し、最終的には県内統合水道を目指す計画としております。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
28	那覇港泊埠頭の整備について	<p>要望事項について、那覇港管理組合は、泊ふ頭を利用する関係7町村と「泊ふ頭整備に関する調整会議」を設置し検討を行ってきたところであります。それぞれの検討結果は以下のとおりとなっております。</p> <p>(1) ボーディングブリッジについて、那覇港管理組合は、岸壁背後の施設用地が狭いことから設置せず、ふ頭内道路の利用方法等を検討し、関係者と協議を進めていくとのことであります。</p> <p>(2) 可動橋について、那覇港管理組合は、陸域・水域が狭隘なため、当面、設置せず、将来的な施設の更新時期に整備を検討するとのことであります。</p> <p>(3) 屋根付き歩道の整備について、那覇港管理組合は、「とまりん」から「泊ふ頭北岸」の渡嘉敷・座間味の高速船乗り場に至る区間を、平成26年度から事業に着手しており、早期の完成を目指しているところであります。</p>
29	高速船買取及び代替船建造支援について	<p>座間味村の高速船については、国の補助事業である「沖縄離島活性化推進事業費補助金」を活用して令和5年3月に高速船の買取がなされ、渡嘉敷村の高速船の買取についても、令和5年4月に同補助金を活用した予算が確保されております。</p> <p>また、南城市久高島の高速船については、座間味村の事例を参考に南城市と連携しながら取り組んでまいります。</p>
30	鳥獣対策等に係る県の支援について	<p>県における農作物等への鳥獣被害防止対策については、関係団体で構成する市町村協議会等を設置し、鳥獣被害防止総合対策事業により総合的な対策を推進しているところであります。</p> <p>渡嘉敷村及び座間味村においては、村協議会が主体となり、侵入防止柵の整備や捕獲用罟の導入等を実施しております。</p> <p>県としましては、引き続き、両村と連携し、農作物等への鳥獣被害防止対策を実施してまいります。</p> <p>県では、イノシシによる在来希少種の捕食被害の防止及び在来希少種の生息環境の保全を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業によりイノシシの捕獲事業を実施しています。</p> <p>県としましては、引き続き、イノシシの根絶に向けて両村で捕獲事業を実施してまいります。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
31	<p>「地域の特色及び観光資源を活用した地域が稼げる」戦略的な補助制度の創設について</p>	<p>県においては、観光産業の早期回復を図るため、おきなわ事業者復活支援金や経営改善サポートなどの経営支援策、沖縄彩発見NEXT や沖縄観光体験支援などの需要喚起策のほか、観光事業者の人材不足に対する支援を行ってきたところであります。</p> <p>観光人材の確保に向けては、令和5年度当初予算において、観光業界における従業員の労働環境の改善に向け、観光事業者の生産性向上に資する支援を行ってまいります。</p> <p>また、県では、観光客の一人当たり消費額の向上、滞在日数の延伸を図ることを目的に、民間事業者による沖縄の観光資源を活用した観光コンテンツ開発に要する経費を一部補助しており、引き続き、地域資源を活用した質の高い観光コンテンツの開発を支援してまいります。</p> <p>観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地・モデル観光地」に「沖縄・奄美エリア」が選定されており、今後、国による総合的な施策が集中的に実施されることから、沖縄県も同取組と連携しながら、地域の特色及び観光資源を活用した高付加価値な観光地づくりを国とともに実施してまいります。</p>
32	<p>学校給食費保護者負担分の軽減について</p>	<p>沖縄県は、合計特殊出生率が全国1位を維持しておりますが、子どもの貧困率は全国の2倍以上となっていることから、令和5年2月9日に玉城知事から文部科学省に対して、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支える学校給食費の支援について要請を行いました。</p> <p>さらに、令和5年2月10日に全国都道府県教育委員会連合会において、内閣府及び文部科学省に対して学校給食費等への支援の継続要請を行っております。今後、九州地方教育長協議会並びに全国都道府県教育長協議会にも働きかけていきたいと考えております。</p> <p>県教育委員会としましては、令和5年度には学校給食費支援事業において保護者や市町村にアンケートを行い、学校給食費の支援の在り方について市町村と協議を行うこととしております。</p>
33	<p>中城湾港佐敷地区及び県営海岸保全区域の護岸改修と排水路閉塞に係る対策について</p>	<p>当該地区の護岸については、平成30年度までに施設の点検及び健全度評価を行い、長寿命化計画を策定しております。今後、長寿命化計画に基づき護岸の老朽化対策に取り組んでまいります。</p> <p>トカゲハゼについては、中城湾港全体の生息環境を把握することを目的とし、成魚及び幼稚魚生息数のモニタリング等の生物調査を毎年実施しております。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
		<p>トカゲハゼ生息域の環境保全については、引き続き、佐敷東地区を含めてモニタリング等の生物調査を実施していきたいと考えております。</p> <p>普通河川の護岸排水路はけ口等については、市町村が管理し必要な整備を行うこととなっており、市町村が主体となって取り組む必要があります。</p> <p>県としては、南城市と意見交換しながら技術的な支援や事業化に向けた協力を行っていききたいと考えております。</p>
34	報得川の早期整備について	<p>報得川については、糸満市と八重瀬町の境界に位置する世名城橋付近から上流約2.5キロメートルの河川整備を実施しております。</p> <p>県としては、報得川早期整備に向け、引き続き八重瀬町と連携し、必要な予算額の確保に向けて取り組んでまいります。</p>
35	南風原南 I C 周辺及び黄金森公園線の早期整備について	<p>南風原南 I C 周辺及び黄金の森公園線については、現在詳細設計や関係機関調整を進めており、詳細設計が完了した区間において用地取得を進めているところであります。</p>
36	バスの再編について	<p>沖縄県は、路線バスをはじめとする公共交通について、県民や観光客の移動手段として重要な役割を担っており、それを確保・維持することが重要であると考えております。</p> <p>しかしながら、路線バス事業の県営化については、同事業がこれまで民間事業者により運営されてきたこと、また全国的に公営バスの民営化や民間譲渡が進められてきたこと等から厳しいものと考えております。</p> <p>一方、「要望の理由」にもあるように、令和2年11月に、バス事業者の経営統合や共同経営を独占禁止法の適用除外とする内容の特例法が施行されたことから、県では、「沖縄県地域公共交通計画(仮称)」の策定を予定しており、その中において、関係市町村と連携しながら、路線バスのあり方を示し、持続可能な地域公共交通の維持・確保策を検討してまいりたいと考えております。</p>
37	海洋深層水大規模取水設備の新設実現について	<p>県としては、久米島町が事業主体として取り組んでいる海洋深層水取水施設の新設については、離島の特色ある資源を活用した地域振興という観点で重要であると認識しております。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
		<p>このため、町が主催する「プロジェクト推進会議」に県から関係部局職員を派遣し、町の計画に対する意見交換を行っているところであり、この会議で明らかになった課題（財源問題、運営方法等）について、現在、県と町で整理しているところであります。</p> <p>久米島町は、防衛省補助金（補助率：2／3）を活用し、令和3年度から令和4年度にかけて、当該取水施設新設に係る全体計画を策定することとしており、その中で事業規模等を含めた課題を精査するものと聞いております。</p> <p>また、海洋深層水研究所では、水産、農業分野において海洋深層水を用いた研究開発を実施してきました。特に水産分野では、クルマエビの母エビ養成技術や海ぶどうの陸上養殖技術を確立するなど、本県における水産業の振興に大きく貢献しております。</p> <p>なお、令和4年度につきましても、久米島町が行う海洋温度差発電による地域のエネルギー自給と海洋深層水利用産業の振興を同時に実現する「久米島モデル」の実証に対し、海洋深層水研究所で取水した深層水の分水や、海洋温度差発電実証試験設備の行政財産使用許可をするなどにより支援を行っているところであります。</p>
38	渡嘉敷川の護岸改修及び浚渫について	<p>高波に起因する浸水対策については、今後整備予定の渡嘉敷港の静穏度向上対策により、一定の軽減効果があると考えられるため、その状況を踏まえ検討したいと考えております。</p> <p>上流の土砂等の撤去については、役場と調整を行いながら、対応を検討していきたいと考えております。</p>
39	駐在所の設置について	<p>県警察においては、限られた体制を効果的・効率的に運用し、良好な治安を確保するため、これまでも統廃合を含め、交番や駐在所の適正配置に努めているところです。</p> <p>交番や駐在所を新設するに当たっては、既存の警察施設の位置、管内人口の変動、治安情勢などを踏まえて総合的に検討しているところです。</p> <p>離島における警察施設の設置を検討するに当たっては、離島の特殊性を踏まえ、地元住民の設置の要望や治安上の不安等について、確実に把握することが重要と考えています。</p> <p>阿嘉・慶留間地区については、他の警察施設のない有人離島と異なり、これまでも来島者が増加する夏季には警察官を応援派遣しているところ、派遣される警察官の勤務環境を整える意味でも、警察施設の設置が必要であると判断し、座間味村と調整を進めているところです。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
40	栗国港の早期改修について	栗国港は、静穏度の向上を目的に平成30年から港湾改修に着工しており、早期完成に向け取り組んでいるところであります。
41	西森周辺の塩川から上の手までの避難道遊歩道の整備について	<p>渡名喜村は優れた自然の風景地を有していることから、県は平成9年度に「渡名喜県立自然公園」に指定するとともに、特に自然景観の優れた丘陵地である島北部の西森の利用増進を図るため、平成17年度に展望休憩所や遊歩道を整備しました。</p> <p>避難道も兼ねた新たな遊歩道の整備については、渡名喜村が平成30年に「津波防災計画区域」に指定されたことを受け、今後、村において策定される地域防災計画の内容を勘案しつつ検討してまいります。</p>
42	亀池港湾整備について	南大東港亀池地区の小船溜まりの整備については、漁港や港湾の利用状況、海象条件等の調査を踏まえて検討していきたいと考えております。
43	北大東港北地区への船溜まり場の整備について	北大東港北地区の小船溜まりの更なる整備については、漁港や港湾の利用状況等の調査を踏まえて、整備の必要性について検討していきたいと考えております。

④ 宮古地区提出要望事項

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
1	下地島空港の運用時間拡大について	<p>下地島空港の運用時間については、平成20年度に現行の運用時間に短縮する見直しを行ったところであります。</p> <p>今後、運用の実績及び将来見込み、関係機関の意見などを勘案するとともに、宮古島市とも意見交換を行いながら検討したいと考えております。</p>
2	下地島空港の航空貨物取扱施設の早期整備について	<p>航空貨物取扱施設については、その利用者である民間事業者が整備・運営するものと認識しております。</p> <p>県としては、航空貨物取扱施設の整備場所については、関係者と調整の上、空港用地の使用等に協力していきたいと考えております。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
3	下地島地区農地 基盤整備事業の 早期導入について	<p>宮古島市下地島地区においては、平成25年5月に宮古島農業振興地域整備計画を変更し、農業振興地域の農用地区域を設定したところであります。</p> <p>市の事業管理計画では、下地島の農業振興を図るため、これら農用地区域内において区画整理、防風林等の農業基盤の整備を導入する計画となっております。</p> <p>農地基盤整備の事業化に向けては、営農計画の確立、農業用水の確保等の課題解決について、宮古島市と調整を進めているところであります。</p> <p>県としましては、宮古島市等、関係機関と連携し、下地島における農地基盤整備事業の早期導入に努めてまいります。</p>
4	放置艇・廃船等 の処分費用に係 る国費並びに県 費の財政支援制 度の創設につい て	<p>放置艇の処理については、所有者が自ら撤去することが原則であることから、所有者を確知しているものについては、漁港管理者がその所有者に対し撤去を求めているところです。</p> <p>また、各圏域ごとに県、市町村の漁港管理担当者及び地元の漁協と会議を開催し、放置艇対策に関する情報提供や意見交換等を行っております。</p> <p>放置艇除去処理については、国の補助事業である漁港機能増進事業で廃船処理が可能となっております。</p> <p>廃棄物処理法第3条の規定に基づき、事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理する必要があります。</p> <p>排出事業者に対し廃棄物の適正処理について研修会を開催するなど、関係機関と連携しながら、適正処理の周知に努めてまいります。</p>
5	宮古空港横断トン ネル整備について	<p>宮古空港横断トンネルについては、平良城辺線などの4車線道路の利用状況を踏まえ、道路ネットワークとしての必要性や、航空機の安全運行への影響、技術的課題、費用対効果などを検証する必要があることから、今後の検討課題と考えております。</p>
6	前浜海岸の侵食 に対する調査と 対策の実施につ いて	<p>宮古島市前浜海岸は、農林水産省農村振興局所管の海岸として、平成10年9月1日に海岸保全区域に指定しております。</p> <p>前浜海岸の砂浜侵食については、台風等の影響を受けているものと認識しており、原因究明に向けて侵食状況等を確認するための調査を行っているところであります。</p> <p>県としましては、前浜海岸の侵食対策に向けて、国、宮古島市等と連携して検討を進めてまいります。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
7	海面利用ルールの策定について	<p>要望の理由にある船舶やジェットスキー等の高速走行や蛇行走行があることに関し、県警察としましては、地元警察署との連携を密にして情報収集等を行い、水上安全条例に基づいて、適切に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>海面利用のルール策定につきましては、要望者及び離島地域の自治体から要望内容の趣旨を確認、精査した上で、関係する県の部局等の意見を伺いながら、検討してまいりたいと考えております。</p>
8	県営宮古広域公園の早期整備について	<p>宮古広域公園は、宮古圏域における離島地域振興、観光業支援の観点から重要な事業と認識しており、現在、都市公園用地の取得、物件補償、PFI導入等の検討を行っているところであります。</p> <p>引き続き、宮古島市と連携しながら、早期整備に向けて取り組んでまいります。</p>
9	農林水産物流通条件不利性解消事業の継続・拡充について	<p>令和4年度からの農林水産物条件不利性解消事業では、令和3年度までの事業の発展的な承継を図りつつ、持続可能な県外出荷等の物流ネットワークの構築に取り組んでおります。</p> <p>対象品目については、これまでの戦略品目から、サトウキビ・米を除く県産農林水産物に拡大し、更なる販路拡大に向けた支援を行っております。</p> <p>また、北部・離島地域振興対策として、市町村が選定する県産農林水産物及び一次加工品に対する離島から本島及び県外への出荷コストについて島毎に設定した補助単価による負担軽減を、市町村への補助事業として実施しております。</p> <p>なお、事業予算については、県内外への出荷量の増加を見込んだ所要額を確保しております。</p>
10	農業農村整備事業について	<p>多良間村の一部の農地では、土層が薄いことから、区画整理事業地域内の土層のみで十分な土層を確保できない場合があります。</p> <p>県では、平成28年度より多良間村内の区画整理事業の予定地区内で土層の調査を進めており、土層の厚い地区から薄い地区への客土等の可能性を調査検討しているところであります。</p> <p>引き続き多良間村等と連携し、客土等の可能性の調査検討を進めてまいります。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
11	水納島浮き棧橋について	水納港への浮き棧橋の整備については、現地の利用状況等を踏まえ、多良間村と意見交換を行いながら、整備の必要性を含め検討していきたいと考えております。
12	普天間ターミナル建替工事について	多良間港(普天間地区)のターミナルは、多良間村の財産となっており、令和3年度には補修を行ったことを承知しております。村において、建物の耐久性・耐震性を把握していただき、意見交換を行っていききたいと考えております。

⑤ 八重山地区提出要望事項

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
1	G I G Aスクール構想における補助制度の拡充及び環境整備に係る財政的支援について	G I G Aスクール構想においては、令和2年度に国庫補助金等の活用により、1人1台端末の整備及び高速大容量の通信ネットワークの一体的整備が進められ、今後はその維持・更新が主な課題となっております。 これらについては、全国的な課題となっており、地域格差を生じさせないことが重要であることから、県教育委員会としましては、全国都道府県教育長協議会等を通して国に継続的な支援を要望しており、今後も引き続き要望していきたいと考えております。
2	石垣港におけるC I Q施設の整備費用補助について	石垣港においては、国直轄事業により水深10.5m岸壁(L=420m)が整備され、さらなるクルーズ船の寄港が期待されることから、旅客の利便性向上等に資するクルーズターミナルの整備は重要と考えております。 県としましては、国の補助メニューの創設や事業化に向け、石垣市と連携して取り組んでいきたいと考えております。
3	空港アクセス道路(県道石垣空港線)の早期供用開始について	石垣空港線は、平成30年3月に平得交差点から市道タナド一線までの区間(約1.8km)を暫定2車線供用、令和3年9月に新石垣空港から市道産業道路までの区間(約2.0km)を完成供用しております。現在、道路改良工や用地取得等を鋭意進めており、早期の完成を目指し事業を推進しているところであります。

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
4	国際観光都市の確立に向けた新石垣空港の機能拡充について	<p>滑走路の延長整備については、航空会社の意向確認や延長整備に伴う技術上及び環境上の課題、空港用地拡張に対する住民合意など、解決すべき課題が多いことから、今後の検討課題と考えております。</p> <p>また、国内線ターミナルビル拡張については、同ビルを所有する石垣空港ターミナル株式会社及び関係各所の意見等を踏まえて、必要に応じて支援を検討していきたいと考えております。</p> <p>駐車場の拡張につきましては、令和2年度から事業に着手し、令和3年9月末に整備を終え、10月1日から供用開始しております。</p>
5	石垣市北部・西部地区の通学困難な高校生への支援について	<p>高校未設置離島を有する市町村においては、島を出て進学する高校生の居住費等を支援していくため、離島高校生修学支援事業を実施しております。本事業に対しては、国が2分の1の補助を行っており、県も4分の1の補助を行っているところであります。</p> <p>あわせて、県立学校寄宿舎は、遠隔地の生徒の学校生活の便宜を図ることを目的に設置しており、その費用は民間賃貸住宅等と比べ低廉となるよう支援しているところでです。</p> <p>このほか、住民税所得割非課税世帯及び一定の所得基準に満たないひとり親家庭の高校生等を対象として、バス通学の無料化を実施しております。</p> <p>今後、当該地域における就学の実情を踏まえ、既存制度との均衡、へき地教育の振興の観点から支援のあり方について、当該市及び関係部局と意見交換をしております。</p>
6	海外航空貨物コストの補助について	<p>県では、海外市場における県産農林水産物の販路拡大と付加価値向上に向けた取組を支援する「県産農林水産物輸出体制構築事業」や農林漁業者や食品製造加工事業者等が連携し、輸出先国のニーズや規制等に対応した輸出産地の形成に向けた取組を支援する「GFP グローバル産地づくり推進事業」等を実施しております。</p> <p>県としましては、関係団体及び輸出事業者と連携し、今後とも海外市場における県産農林水産物の販路拡大と付加価値向上に取り組んでまいります。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
7	待機児童対策について	<p>県では、社会保険労務士が保育所等を直接訪問して労働環境等に関する助言を行う「社労士連携によるフォローアップ事業」を実施し、保育所等から寄せられる相談に対し、直接助言を行っています。</p> <p>質の高い保育の提供には、保育士の安定的な確保が重要であることから、引き続き保育所等における労働環境の整備等を支援してまいります。</p>
8	竹富町民等船賃負担軽減事業の継続について	<p>県においては、航路では、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業により、JR在来線並みの運賃を目指しフェリー運賃を低減しており、高速船についても、フェリーと同額を負担し、運賃低減を図っております。</p> <p>一方、竹富町においては、高速船の運賃低減の更なる充実を図るため、県が低減している負担額に、上乗せする事業の仕組みを構築し、町の独自の取り組みとして、フェリーと同程度の運賃水準となるよう事業を実施しております。</p> <p>県においては、事業の実施にあたり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①離島住民カード及び購入申込書の共同利用 ②実績報告書等の提出書類の様式の統一化 ③航路事業者の利用実績の確認を合同で検査しており、 <p>竹富町と連携することで、町民、航路事業者の負担軽減を図っているほか、事務の効率化に取り組んでおります。</p>
9	離島における産業廃棄物処理の費用補助について	<p>産業廃棄物については、排出者に処理責任があることから、原則として、処理に係る費用の補助は行っておりませんが、県では、処理費用が高むといった、離島における廃棄物処理の課題解決に取り組んでまいりました。</p> <p>具体的には、複数の小規模離島において処理が滞っていた廃農業用プラスチック等の産業廃棄物について、これらの効率的な処理体制の構築を目的として「離島廃棄物適正処理促進事業」を平成29年度から令和3年度にかけて実施し、3町村において小型焼却炉を用いた産業廃棄物と一般廃棄物のあわせ処理体制を構築しました。</p> <p>また、令和4年度から、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル等を推進する施設設備の整備や研究開発を助成する「沖縄県産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業」について、離島における産業廃棄物の適正処理に資する施設設備の整備を補助対象に追加したほか、離島廃棄物適正処理促進事業の後継事業である「島しょ型資源循環社会構築事業」を実施し、離島を含めた県全域で効率的なリサイクル・廃棄物処理体制の構築にも取り組んでおります。</p> <p>引き続き、離島における廃棄物処理の課題解決に取り組んでまいります。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
10	波照間航空路線の再開に伴う空港の滑走路延長について	<p>県としては、まずは、安全・安心な運航が重要であると考えており、航空機の大型化については、今後の実績等を踏まえながら、必要に応じて関係者と意見交換していきたいと考えております。</p> <p>波照間空港の滑走路延長については、具体的な就航計画を踏まえ、検討していきたいと考えております。</p>
11	西表島北岸エリアの携帯電話不感地帯の解消について	<p>竹富町西表島の北岸エリアの一部にあつては、住居や事業所がないことから、採算上の問題により基地局が整備されておらず、携帯電話の不感地帯があることは認識しております。</p> <p>このため、県においては、基地局を整備するための補助事業や携帯電話以外の通信手段について、竹富町に情報を提供しております。</p> <p>また、竹富町では、携帯電話以外の通信手段の実証実験を行っており、その他の連絡手段の導入についても検討していると聞いております。</p> <p>県としては、引き続き、地元の要望も踏まえながら、竹富町や通信事業者等と連携し、携帯電話不感地帯の解消に取り組んでまいります。</p>
12	救急搬送業務にかかる財政支援について	<p>救急搬送を含む市町村の消防力の強化は重要であり、特に、条件不利地域である離島の財政的課題については認識しているところです。</p> <p>一方、市町村の消防につきましても、消防組織法第6条で、市町村は区域における消防に対する責任を有するとされているところであり、市町村の消防費については、経常経費として交付税措置されています。</p> <p>特に、過疎地域等については、補正係数で割り増しされていると認識しております。</p> <p>県としては、離島の消防力の強化に向けて、関係部局と連携し、様々な機会を通して、引き続き国に対して、より一層の地方交付税の所要額確保や起債制度の拡充を含めた地方財政措置の充実強化を要望してまいります。</p> <p>また、消防団強化に活用可能な事業等の紹介や情報収集に努めてまいります。</p>

番号	要望事項(令和4年度)	措置状況
13	<p>沖縄県立八重山病院附属西表西部診療所及び医師住宅の移転建替えについて</p>	<p>病院事業局における施設整備については、令和3年度に策定した沖縄県立病院施設等総合管理計画に基づき、施設の計画的な修繕・改修を実施することとしております。</p> <p>西表西部診療所及び医師住宅については、建物の劣化が進んでいることから、同計画に基づき必要な修繕を行うとともに、建替についても、前向きに検討していきたいと考えております。</p> <p>なお、移転建替を行う場合には、移転用地の確保や地元住民の合意形成等が必要なことから、竹富町や八重山病院とも意見交換等を行っていききたいと考えております。</p>
14	<p>水道事業の広域化促進について</p>	<p>県では、水道のユニバーサルサービスの向上を図るため、水道広域化に取り組んでいるところであり、本島周辺離島8村において、必要となる施設整備等を完了した島から順次、県企業局による水道水の供給が開始されております。</p> <p>沖縄県水道整備基本構想では、県内統合水道に向け、隣接する水道事業の統合や圏域ごとの広域化を促進し、最終的には県内統合水道を目指す計画としております。</p>
15	<p>賃貸物件経営を行う民間事業者誘致に対する職員の業務知識や技術獲得の為の研修支援及びそれにかかる財政支援について</p>	<p>県では、離島・過疎地域の活性化や県全体でバランスのとれた人口の維持、増加を目的に移住定住に係る事業を実施しております。</p> <p>これまで、移住相談会や体験ツアー等を行うとともに、市町村と連携して移住施策や空き家発掘・改修、地域づくり等を行う地元の中間支援組織を養成する講座を開催し、専門的知識を有する者によるコンサルティングを実施してまいりました。</p> <p>また、移住者向けの住宅整備については、過疎対策事業債等、財政的にも有利な支援制度の活用について、技術的な支援を行ってきたところです。</p> <p>県としましては、賃貸物件経営を行う民間事業者に係る誘致についても適切な支援を検討し、引き続き市町村と連携しながら、離島・過疎地域の移住定住の促進に取り組んでまいります。</p>

ゆたしく通信



沖縄の各町村から、
地域の魅力をお伝えします。

金武町

～ KINサンライズビーチ海浜公園 海開き～

金武町初の海水浴場として、県内最大級約800mのロングビーチ「KINサンライズビーチ海浜公園」が2022年9月に供用開始しました。海水浴場、マリレジャーやバーベキュー、イベント開催など、海洋性レクリエーションの拠点として活用できます。公園内には管理棟、トイレ・シャワー棟、バーベキュー施設・ピロティエ棟が整備されており、今年7月頃には大型駐車場も完成予定となっています。多くの方のご来場をお待ちしております。



【問い合わせ先】
KINサンライズビーチ管理棟
TEL：098-968-3373

読谷村

～ 新たな観光 一つの解:ワーケーション～



屋外での会議の様子（ハウリブ読谷残波岬店）



むらづくりに関するワークショップの様子（ハウリブ読谷残波岬店）

読谷村では、美しい自然と文化に囲まれた環境で仕事とリラックスを組み合わせたワーケーションが注目されています。クリエイティブなアイデアを生み出せる場所で、地元の人々との交流や伝統的な食事やアクティビティを楽しむこともできます。新たな刺激やインスピレーションを得ながら、仕事と生活のバランスを取れる新たな働き方は、観光としても成り立ち、地域への関心や地域との関わりを持つ村外居住者が「関係人口」として読谷村に継続的に関わるむらづくりを進めることが期待されます。



要 請

【令和 5 年 3 月】

電気料金の高騰に対する負担軽減について

沖縄県の振興発展につきまして、平素より格段のご理解と御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

沖縄県内の電気料金については、ウクライナ侵攻や円安などに伴う燃料価格の上昇による大幅な上昇が見込まれております。

現在、国におかれては、電気料金の高騰に対する全国一律の支援を実施していただいておりますが、沖縄県の一人当たり県民所得や可処分所得が全国最下位であること、収入に占める電気料金の割合が全国で1番高い状況などを踏まえると、既に影響の生じている事業者がおり、国の対策を講じた上でも県民の実質的な負担が大きいことから、更なる負担軽減が必要と考えております。

現在、沖縄県、市町村及び経済界が連携し、電気料金高騰対策協議会（仮称）の設置や低圧、高圧及び特別高圧契約者向けの包括的支援「沖縄電気料金高騰緊急対策事業（仮称）」の実現に向けて取り組んでおります。

つきましては、コロナ禍で疲弊した県民生活と沖縄経済の回復を図るため、下記のとおり要請致しますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 「沖縄電気料金高騰緊急対策事業（仮称）」に対する支援
- 2 特に、令和4年度内閣府沖縄振興特定事業推進費民間補助金を活用した電気料金高騰対策に対する支援

◆要請日：令和5年3月13日（月）

◆要請先：内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策） 岡田 直樹



会務の動き

令和5年3月～令和5年5月

◆沖縄県町村会

- 3月 2日 令和4年度都道府県町村会政務担当者職員研修会【東京都】
- 10日 令和4年度第2回通常理事会（暴力団追放沖縄県民会議）【沖縄産業支援センター】
- 13日 地域振興関係事務調査（宮崎県町村会）【市町村自治会館】
- 14日 国立沖縄自然史博物館誘致推進事業第2回事業推進会議【市町村自治会館】
- 22日 九州地区町村会長会臨時会【東京都】
- 22日 西部地区（四国・中国・九州地区）町村会長・事務局長懇談会【東京都】
- 22日 「国と町村の農林水産政策に関する懇話会」【東京都】
- 22日 全国町村会政務調査会・全国町村会理事会・都道府県町村会長会【東京都】
- 23日 第7回離島町村職員採用共同試験実施委員会【市町村自治会館】
- 28日 （公財）沖縄県市町村振興協会令和4年度第5回理事会【市町村自治会館】
- 4月 6日 都道府県町村会事務局長会議・研修会（～14日）【東京都】
- 18日 令和5年度全国簡易水道協議会九州ブロック会議（～19日）【長崎県】
- 21日 令和5年度沖縄平和賞委員会幹事会【沖縄県庁】
- 28日 沖縄振興拡大会議【沖縄県立武道館】
- 28日 沖縄県町村会正副会長会【市町村自治会館】
- 5月 2日 令和4年度沖縄県植物防疫協会事業実績及び収支決算監査【沖縄県庁】
- 9日 第24次第2回沖縄国税事務所土地評価審議会【沖縄国税事務所】
- 11日 令和5年度災害共済事務研修会打合せ（～12日）【東京都】
- 11日 全国市町村水産業振興対策協議会常任理事会・現地視察（沖縄県中城）（～12日）【中城村役場】
- 16日 令和5年度ダム・発電関係市町村全国協議会理事会・定期総会【東京都】
- 23日 沖縄地方税務協議会第50回定期総会【沖縄国税事務所】
- 24日 第38回沖縄振興審議会【東京都】
- 26日 全国町村会政調幹事会・都道府県町村会事務局長会議【東京都】
- 29日 （公財）沖縄県建設技術センター第19回定時理事会【沖縄県土地開発公社】
- 31日 （公財）沖縄県市町村振興協会令和5年度第1回理事会【市町村自治会館】

◆沖縄県町村会災害共済事業

- 4月20日 令和5年度南九州4県自動車事故処理研修会【宮崎県】
- 5月11日 令和5年度災害共済事務研修打合せ【全国町村会】

◆一般社団法人沖縄県市町村職員互助会

- 3月15日 全国市町村職員互助団体連絡協議会令和4年度第4回役員会【Web会議】【市町村自治会館】
- 4月 7日 全国市町村職員互助団体連絡協議会総会【Web会議】【市町村自治会館】
- 5月25日 令和4年度沖縄県市町村職員互助会決算監査【市町村自治会館】

◆沖縄県離島振興協議会

- 3月15日 沖縄県ヘリコプター等添乗医師等確保事業運営協議会【沖縄県庁】
4月27日 令和5年度離島・過疎地域振興に関する要請【沖縄県庁、沖縄県議会】
5月29日 令和5年度全国離島振興協議会 第1回理事会【パシフィックホテル沖縄】
29日 令和5年度全国離島振興協議会 通常総会（議案審議）【パシフィックホテル沖縄】
29日 令和5年度全国離島振興協議会 第2回理事会【パシフィックホテル沖縄】
29日 令和5年度全国離島振興協議会 通常総会（正副会長紹介等）【パシフィックホテル沖縄】
29日 令和5年度全国離島振興協議会 通常総会懇談会【パシフィックホテル沖縄】
30日 令和5年度全国離島振興協議会 離島視察（荒天の為、南城市内視察に変更）
【南城市役所、斎場御嶽、奥武島】
31日 令和5年度全国離島振興協議会 沖縄本島視察（希望者のみ）【首里城】

◆沖縄県過疎地域振興協議会

- 3月30日 おきなわ地域活性化施策活用促進事業委託業務に係る企画提案選定委員会【沖縄県庁】
4月27日 令和5年度離島・過疎地域振興に関する要請【沖縄県庁、沖縄県議会】

◆沖縄県市町村総合事務組合

- 4月6日 公務災害連合会職員研修会【東京都】
26日 消防団員等公務災害補償等事務説明会【東京都】

◆沖縄県町村土地開発公社

- 5月30日 令和4年度沖縄県町村土地開発公社決算監査【町村会会議室】

町村長選挙の結果

～ ご当選おめでとうございます～



ひがしぞんちょう
東村長
とう やま まさ のぶ
當 山 全 伸

（2期目）

〈任期 令和5年4月27日～令和9年4月26日〉



市 町 村 一 覧

市町村名	市町村長	年齢	任 期 (令和)	就任 回数	役 所 ・ 役 場			
					電話番号	FAX 番号	郵便番号	所在地
市 部								
那 覇 市	チ ネン サトル 知 念 覚	59	8.11.15	1	(098)867-0111	(098)862-0602	900-8585	那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
宜野湾市	マツ ガワ マサ ノリ 松 川 正 則	69	8. 9.30	2	(098)893-4411	(098)892-7022	901-2710	宜野湾市野嵩 1 丁目 1 番 1 号
石 垣 市	ナカ ヤマ ヨシ タカ 中 山 義 隆	56	8. 3.19	4	(0980)82-9911	(0980)83-1427	907-8501	石垣市字真栄里 672 番地
浦 添 市	マツ モト テツ シ 松 本 哲 治	55	7. 2.11	3	(098)876-1234	(098)876-8585	901-2501	浦添市字安波茶 1 丁目 1 番 1 号
名 護 市	トウ グ チ タケ トヨ 渡 具 知 武 豊	61	8. 2. 7	2	(0980)53-1212	(0980)53-6210	905-8540	名護市港 1 丁目 1 番 1 号
糸 満 市	トウ メ シン エイ 當 銘 真 栄	57	6. 7. 5	1	(098)840-8111	(098)840-8112	901-0392	糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地
沖 繩 市	クワ エ サ チ オ 桑 江 朝 千 夫	68	8. 5.11	3	(098)939-1212	(098)934-3830	904-8501	沖繩市仲宗根 26 番 1 号
豊見城市	トク モト ツグ ト 徳 元 次 人	42	8.11. 7	1	(098)850-0024	(098)850-5343	901-0292	豊見城市宜保一丁目 1 番地 1
うるま市	ナカ ムラ マサ ト 中 村 正 人	58	7. 5.14	1	(098)974-3111	(098)973-9819	904-2292	うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号
宮古島市	ザ キ ミ カズ ヌキ 座 喜 味 一 幸	73	7. 1.24	1	(0980)72-3751	(0980)73-1645	906-8501	宮古島市平良字西里 1140 番地
南 城 市	コ ジャ ケイ シュン 古 謝 景 春	68	8. 2.11	5 ^{*1} (4)	(098)917-5378	(098)917-5424	901-0695	南城市佐敷字新里 1870 番地
国 頭 郡								
国 頭 村	チ バナ ヤスシ 知 花 靖	63	6. 4. 6	1	(0980)41-2101	(0980)41-5910	905-1495	国頭村字辺土名 121 番地
大宜味村	トモ ヨモ ケイ ゼン 友 寄 景 善	68	8.10. 6	1	(0980)44-3001	(0980)44-3139	905-1392	大宜味村字大兼久 157 番地
東 村	トウ ヤマ マサ ノブ 當 山 全 伸	74	9. 4.26	2	(0980)43-2201	(0980)43-2457	905-1292	東村字平良 804 番地
今帰仁村	ク ダ ヒロ ナリ 久 田 浩 也	55	6. 8.22	1	(0980)56-2101	(0980)56-4270	905-0492	今帰仁村字仲宗根 219 番地
本 部 町	タイ ラ タケ ヤス 平 良 武 康	73	8. 9.20	2	(0980)47-2101	(0980)47-4576	905-0292	本部町字東 5 番地
恩 納 村	ナガ ハマ ヨシ ミ 長 浜 善 巳	57	9. 1.23	3	(098)966-1200	(098)966-2779	904-0492	恩納村字恩納 2451 番地
宜野座村	トウ マ アツシ 當 眞 淳	51	6.12.29	3	(098)968-5111	(098)968-5037	904-1392	宜野座村字宜野座 296 番地
金 武 町	ナカ マ ハジメ 仲 間 一	68	8. 4.16	3	(098)968-2111	(098)968-2475	904-1292	金武町字金武 1 番地
伊 江 村	ナ シロ マサ ヒデ 名 城 政 英	67	8. 7. 2	1	(0980)49-2001	(0980)49-2003	905-0592	伊江村東江前 38 番地

[就任回数は、合併前の旧市町村の長としての就任回数も含めて表示。]

*1 南城市長 旧知念村長として 1 期就任 (H18.1.1 玉城村・知念村・佐敷町・大里村が合併して南城市誕生)

※ H14. 4. 1 豊見城村から豊見城市へ (市制施行)

※ H14. 4. 1 仲里村・具志川村が合併して久米島町が誕生

※ H17. 4. 1 具志川市・石川市・与那城町・勝連町が合併してうるま市誕生

※ H17.10. 1 平良市・城辺町・下地町・上野村・伊良部町が合併して宮古島市誕生

※ H18. 1. 1 玉城村・知念村・佐敷町・大里村が合併して南城市誕生

※ H18. 1. 1 東風平町・具志頭村が合併して八重瀬町が誕生

〔 2023 (令和5) 年6月30日 現在 〕

市町村名	市町村長	年齢	任期 (令和)	就任 回数	役 所 ・ 役 場			
					電話番号	FAX 番号	郵便番号	所在地
中 頭 郡								
読谷村	石嶺傳實 イシ ミネ デン ジツ	67	8. 2.28	4	(098)982-9200	(098)982-9202	904-0392	読谷村字座喜味 2901 番地
嘉手納町	當山 宏 トウ ヤマ ヒロシ	70	9. 2.17	4	(098)956-1111	(098)956-9508	904-0293	嘉手納町字嘉手納 588 番地
北谷町	渡久地政志 ト グ チ マサシ	44	7.12.11	1	(098)936-1234	(098)936-7474	904-0192	北谷町桑江一丁目 1 番 1 号
北中城村	比嘉孝則 ヒ ガ タカ ノリ	69	6.12.21	1	(098)935-2233	(098)935-3488	901-2392	北中城村字喜舎場 426 番地の 2
中城村	浜田京介 ハマ ダ ケイ スケ	60	6. 7. 3	4	(098)895-2131	(098)895-3048	901-2493	中城村字当間 585 番地 1
西原町	崎原盛秀 サキハラ セイ シュウ	66	6.10. 5	1	(098)945-5011	(098)946-6086	903-0220	西原町字与那城 140 番地の 1
島 尻 郡								
与那原町	照屋 勉 テル ヤ ツトム	61	8. 5. 1	2	(098)945-2201	(098)946-6074	901-1392	与那原町字上与那原 16 番地
南風原町	赤嶺正之 アカ ミネ マサ ユキ	72	8. 5. 8	2	(098)889-4415	(098)889-7657	901-1195	南風原町字兼城 686 番地
渡嘉敷村	新里武広 シン サト タケ ヒロ	58	8.11.19	1	(098)987-2321	(098)987-2560	901-3592	渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地
座間味村	宮里 哲 ミヤザト サトル	55	7. 5.31	4	(098)987-2311	(098)987-2004	901-3496	座間味村字座間味 109 番地
粟国村	高良修一 タカ ラ シュウ イチ	67	6. 7.31	1	(098)988-2016	(098)988-2206	901-3792	粟国村字東 483 番地
渡名喜村	比嘉 アキラ ヒ ガ アキラ	67	7.10.14	1	(098)989-2002	(098)989-2197	901-3692	渡名喜村 1917 番地の 3
南大東村	新垣利治 アラ カキ トシ ハル	58	8. 6.30	1	(09802)2-2001	(09802)2-2669	901-3895	南大東村字南 144 番地 1
北大東村	宮城光正 ミヤギ ミツ マサ	68	5.12. 3	6	(09802)3-4001	(09802)3-4406	901-3992	北大東村字中野 218 番地
伊平屋村	名嘉律夫 ナ カ リツ オ	61	7. 9.12	1	(0980)46-2001	(0980)46-2956	905-0793	伊平屋村字我喜屋 251 番地
伊是名村	奥間 守 オウ マ マモル	68	8. 9.20	1	(0980)45-2001	(0980)45-2467	905-0695	伊是名村字仲田 1203 番地
久米島町	桃原秀雄 トウバル ヒデ オ	63	8. 5.11	1	(098)985-7121	(098)985-7080	901-3193	久米島町字比嘉 2870 番地
八重瀬町	新垣安弘 アラ カキ ヤス ヒロ	67	8. 2.11	2	(098)998-2200	(098)998-4745	901-0492	八重瀬町字東風平 1188 番地
宮 古 郡								
多良間村	伊良皆光夫 イ ラ ミナ ミツ オ	68	7. 7. 7	3	(0980)79-2011	(0980)79-2120	906-0692	多良間村字仲筋 99 番地の 2
八 重 山 郡								
竹富町	前泊正人 マエドマリ マサ ト	45	8. 4.16	1	(0980)82-6191	(0980)82-6199	907-8503	石垣市美崎町 11 番地 1
与那国町	糸数健一 イト カズ ケン イチ	69	7. 8.27	1	(0980)87-2241	(0980)87-2079	907-1801	与那国町字与那国 129 番地

※ 41 市町村 (11 市 11 町 19 村)

【資料：沖縄県町村会 TEL(098)963-8651 FAX(098)963-8654】

【資料：沖縄県市長会 TEL(098)963-8616 FAX(098)963-8621】

大切なマイカーには…

全国町村等職員の

自動車共済

+ 上乗せ

車両共済(保険)

のご加入がオススメです!

自動車共済

相手方への対人・対物賠償、
ご自身のケガに対する補償

対人賠償

対物賠償

限定搭乗者



セット
で
加入

車両共済(保険)

ご自身のお車の損害を補償



【ご注意】

「車両共済(保険)」は、「自動車共済」に上乗せして、別に加入する制度です。
「車両共済(保険)」だけに加入することはできません。

オプション1

地震・噴火・津波車両全損時一時金特約(有償)

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が発見または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

特約保険料

〈年間(集団扱年一括払の場合)〉一律**4,750円**となります。
車両共済(保険)金額が50万円を下回る場合は、それに応じて保険料が安くなります。

オプション2

弁護士費用特約(有償)

自動車事故などにより被保険者がケガなどをされたり、自らの財物(自動車、家屋など)を壊されたりすることによって、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や弁護士などへの法律相談・書類作成費用などを保険金としてお支払いする特約です。

弁護士費用
保険金

1事故
1被保険者につき

300万円程度

法律相談・書類作成
費用保険金

1事故
1被保険者につき

10万円程度

【ご注意】お支払の対象となる費用は、損保ジャパン/日本興亜の同意を得て支出された費用にかぎりです。

オプション3

事故・故障時代車費用特約(有償)

ご契約の自動車がロードアシスタンス特約の支払対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつレッカーけん引された場合、または車両保険の支払対象となる事故によりご契約の自動車に損害が生じた場合に、修理などでご契約の自動車を使用できない期間など所定の支払対象期間のレンタカー費用をお支払いする特約です。ただし、そのレンタカー費用について、付帯された他の特約の保険金が支払われる場合を除きます。

【ご注意】お支払の対象となる期間は、「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて30日」かつ「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」を限度とします。

この広告は、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン/日本興亜までお問い合わせください。

全国町村職員生活協同組合

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会館内
TEL 03-3581-0479 URL: <http://www.zcss.jp/>

【車両共済(保険)の取扱代理店】

株式会社 千里

(ちさと)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

0120-731-087 ☎ 03-3519-7325 <http://www.chisato-ag.co.jp>

お手元に車検証がある場合には、見積依頼書と併せて FAX ください。また、送信の際は FAX 番号をよくご確認ください。



? グッジョブ運動とは?



みんなてグッジョブ運動
(沖縄県産業・雇用拡大県民運動)って
どういうもの?

県民が一丸となって、
就業意識の向上を目指し
取り組む県民運動です。



●目 標：沖縄県の雇用情勢を全国並みに改善する。

●計画期間：平成19年度～

●基本コンセプト：

みんなが生きがいを持って働く
自立した豊かな社会の実現



自治おきなわ 2023年7月号 (No.469)

2023年7月1日 発行

発行 沖縄県町村会

〒900-8531 那覇市旭町 116 番地 37 (自治会館 5 階)

TEL(098)963-8651 FAX(098)963-8654

編集
責任者 金城 礼子

印刷所 有限会社 アイドマ印刷
TEL(098)833-1122
